

第十三章 紙幣の事

資料

解説

住谷悦治

ラーネッド博士の「経済学略説」  
および「貨幣論」

—明治十三年稿—

住谷悦治

解説

第一章 総論

第二章 田地の事

第三章 田地の事(続き) 其二

第四章 勤働の事

第五章 賃金の事

第六章 資本の事

第七章 資本の事(其三、三、四)

第八章 売買の事(其一、二)

第九章 貨幣の事

第十章 貿易の事(其一、二)

第十一章 自由貿易及び保護貿易の事(其一、二、三)

第十二章 信用の事(其一、二)

ラーネッド博士(Dwight W. Learned 1848—1944)は明治八年(一八七五年)、年二十七才のとき、アメリカからわが國に渡來し、新島先生の同志社創立に協力し、創立以來、教師として英学校・神学校・普通学校に教鞭をとられ、聖書神学の講義のほか、歴史・数学・物理・天文・経済などの講義を担当され、大正元年(一九一二年)旧制大学神学部教授として、大正九年(一九二〇年)には大学令による同志社大学文学部教授として講義を担当し、昭和三年(一九二八年)同志社を退職し帰米されるまで五十有余年を同志社教師として人生の大部分を過ごされ一九四四年米國にて逝去された。

私がここで紹介したいことは、ラーネッド博士が、同志社に教師となられてから、「右手に聖書、左手に経済学」という意気込みをもつて、明治十一年(一八七八年)より経済学を担当され、しかも甚だ優れた内容をもつた経済学を講述されたということについてである。私はそのことについて昭和二年(一九二七年)以來数回にわたつて、小論を公けにしたが、多少不正確のところもあつたばかりか、明治十二年に講述された博士の最初の講義案が、同年十二月から神戸市中山手通りの「七一雑報」

に連載されたものを全部まとまって入手しえなかつたため、ラーネット博士研究に多くの不完全さを痛感していたのであつた。こんどここに掲げるものは、その「七一雑報」に連載されたものの全部であり、博士の最初の講義として記録されるべきものである。「七一雑報」というのは、明治八年十二月創刊され、O・H・ギューリックの経営で、社長は今村謙吉、編集長は村上俊吉、八頁四折版、定価は一部一錢五厘。平易なキリスト教伝道の新聞であるが内外ニュースも掲載した啓蒙的な編集振りを示していた。

ラーネット博士が帰米される前に、私が博士の講述された経済学について尋ねた際、博士は、往時の部厚い日記帳を取り出して左のごとき抜き書きを与えられた。

1879. Began teaching Economics with lectures  
1880.—1881 Published in shichi-ichi Zappo.

1885. Wrote lectures

1889. Wrote new book, Mr Ukita translated

現在、私の知れるかぎりでは、ラーネット博士の経済学の原稿および訳書は、左の五種類である。

- (一) 英文原稿二冊、Outlines of Economics. Vol. I. I. by Dr. D.W. Learned. この表題は昭和三年(一八九二)年、宗藤教授と私とが仮りにつけたもので、ノート原稿には表題はなく、第一頁より「I. Introduction」ではじまり、全十四章。約四百頁ほどの原稿である。内容はむしろEconomics

and Politics. ともいうべきもの。

(二) 伊勢時雄訳「経済学略説」(明治十二年、一八七九年十二月より「七一雑報」に連載されたもの)。

(三) 宮川経輝訳「経済新論」(明治十五年一八八二年より宮川氏が譯訳をはじめ、同十九年一八八六年から同二十年一八八七年に亘つて刊行したもの)。大阪任天堂書屋から分冊刊行のものと、十九年の合本として一冊七百七十頁に及ぶものがある。

ラーネット博士の英文原稿は、一八八五年(明治十八年)の新稿で、宮川氏が、明治十五年(一八八二年)から譯訳にとりかかつた「経済新論」の内容と同じであるから、英文原稿として現在同志社に保存されているものは、博士が一八八二年ごろから起稿された講義案を一八八五年に浄書し終つたものと思われる。

(四) 浮田和民訳「経済学之原理」(明治二十四年出版、経済雜誌社)これは、博士英文原稿として同志社に保存されている Lectures on Economics. Dwight W. Learned. 1889 (明治二十二年)の譯訳である。

(五) 当時の学生楠瀬一貫が、明治二十二年のラーネット博士の英文原稿を直訳されたものを、当時生徒が使用していたとのことである。(中瀬古六郎博士の執筆されたラーネット博士の想い出の中の「猶の五錢貨幣」同志社時報) (二三四号参照)。これを完訳したものが浮田和民訳「経

「経済学之原理」であるという。楠瀬一貫の翻訳なるものは現在なお見当らない。

この「経済学略説」の訳者伊勢時雄（横井時雄と同一人）は同志社第一回卒業生で、この論文が「七一雑報」に連載されたいきさつについて、明治十四年四月十五日発行の「七一雑報」第六卷第十五号に訳者自身によつて次ぎのごとく書き添えてある。

「西京同志社教師ラーネッド氏経済学略説第十章マデ訳成ルニ從テ逐次七一紙上に掲ゲシハ昨春の頃ナリシガ其後原稿余ガ手元ニ来リシ事ナレドモ伝道ノ事務繁多ニシテ東西奔走ニ時間ヲ費シ延引本年迄押移レリ看官願クハ前稿ト引合セ読究シ給ハシコトヲ 訳者誌」

これによつてみると、この翻訳は伊勢時雄が明治十二年七月同志社を卒業し、伝道に従事する傍ら、博士の英文原稿を訳出し、明治十二年（一八七九年）十二月十二日第四卷第五十号より明治十四年八月第六卷第三十一号まで連載されたものである。

明治初期のいわゆる輸入経済学時代乃至翻譯経済学時代において、その翻訳が、翻譯者の主観によつて、経済学が「致備」とか「商人道」とか「世渡りの杖」とか、金儲けの術として理解されたことも少なくない時代に、ラーネッド博士の経済学の講義は、資本主義の経済現象の分析として本格的な経済学であつたといえよう。後年の「経済新論」、「経済学之原理」への発展の芽生えとして、この「経済学略説」は忘れてならぬもの

であろう。ことに、明治初期の「保護貿易」か「自由貿易」かとの論争が、若山儀一、杉享二、西村茂樹、犬養毅、大島貞益らと、津田真道、神田孝平、林正明、中村敬宇、田口卯吉らによつて論じられた学界を背景として、ラーネッド博士の「自由貿易論」は、傾聴に値するものと言つてよいであろう。私としては、ラーネッド博士の経済学説としては、宮川経輝訳「経済新論」が、日本経済学説史上において他の博士の著書よりも優れて意義が深く特記されるべきものと考えている。

#### 附記

これらの論文、原稿のほか、論文としては、「七一雑報」第五卷（第四十六号—四十七号）明治十三年十一月十二日—十一月十九日）にわたつて、「紙幣論」（宮川経輝通訳、鎌田助筆記）の講演内容が連載されているが、これは、右「経済学略説」に「紙幣論」の一節があるから、この一論については他日を期して紹介したい。

# 経済学略説

同志社英学校

レール子ド 原稿

伊勢時雄 訳

## 第一章 総論

経済学は富の理を論ずるものなり就中全国の富の理を論ずるをもつて主眼とす故に其研究する処は國を富ましめ且繁昌ならしむる凡ての原因にあり其目的とするところは國中貧民の数を減少し且上下の人をして益益安楽に暮さしむべき方法を教ふるにあり

宗教と修身学は人間徳行の道を示すものにて諸學問中尤も大切のもの也故に経済学は宗教及び修身學程に大切の學問にはあらざれども而も是れ人生必用の學問にして決して欠くべからざるものなり

國中の人皆々十分に経済学に上達するは六ヶ敷こと成べけれども皆々此學問の要旨又は知らざるべからず如何となれば若少しもその理を知らざれば或は官務をなし或は農工商の業を勤むるも追々と甚敷損じをなし多少國の繁昌を書ふに至るべし故に上下智愚の分ちなく皆経済学の要旨又は是非知ることを要す

す

富とは何を云ふや若し我々友人に向ふて何某は何程の身代なりと問わば其人は答えて彼は何千円の身代なりと云ふべし故に富と言えは唯金銀の高をのみ言ふの義と想う人多くあり是れ大なる誤なり何となれば富豪の人々にして穀物や材木は多く蓄うとも金銀を蓄ふことは殊に値かなる人あり又或る國は甚だ多くの金銀を蓄ふれどもさほど繁昌せざることあればなり例えは昔時歐羅巴の或る政府にては金銀を蓄うるが國を富まし繁昌せしむる第一の道と思ひ成る丈些少の金銀を國より出し成る丈許多の金銀を國に入れんことを謀りたり然れども是等の國はこの政略によつて却つて遂に其繁昌を害せられたり蓋し金銀を蓄うるは其人をして怠惰になすの弊害あり何程金銀ありと雖も人民働力して産物を生ぜざれば決して國の繁昌を期すべからず之に反して金銀は極々僅少なりと雖も人民勤勉して職業に従事する時は國の繁昌は日を刻して待つべき也故に富と金銀は同様の義にあらざること明白なり然らば則何をもちて富と云ふや曰く富とは凡て売買の出来るものを云ふなり故に仙のあるものは皆富なり今世間を觀よ健康・慈愛及び善を行ふ人の幸福なる如き誠に人生必要のものも雖も金銀にて売買し得ざれば仙なし故に富にあらざり又空氣は人間の生育に欠くべからざるものなれども世界中何地にても空氣なき所なければ売買することなきに由りて仙なし故に富にあらざり又水は平素不足することなければ売買することなきに由りて仙なし故に富にあらざり然れど水に乏しく

或る土地にては水を売買するなり又は常に水に不足なき土地にては大旱にて水に乏しくなれば則水を買するべし

如斯場合にては水に価あり故に富なりと知るべし富を産するには三の欠くべからざるものあり第一田地第二働力第三資本是なり余は順序を追ふて是の三のものを説くべし然る後に貿易の理を論じ然る後に貨幣の理を論ずべし (第四卷第五十号、明治十二年十二月十二日)

## 第二章 田地の事

前章に於いて富を生ずるには三の欠くべからざるもの有ことを解けり田地・働・資本これなり今茲に田地の事を論ずべし理屈より推せば田地と云わずして天然の扶助と云うべきなり何となれば凡そ富を生ずるには働と資本の外に(一)田地(二)河・湖・海水(三)地上或は地中にある天然の物品即ち鉱物・石炭・材木・(四)天然の力即ち風・水・蒸発気・越歴等のものを入用する事にて是等を總称して天然の扶助と云ふべきものなり此中或は富を生ずる其原品となり或は富を生ずるに其助をなすものなり然れども是等は元來真神の人間に給与せしものにして其量は限りなければ平素には価なきなり且其内最大切なるものは田地にして経済学では他のものを顧みずして唯田地のみを論ずれば余の事を簡易にするために天然の扶助と云わずして田地と云ふものなり扱て富を生ずるに田地の欠くべからざるは一目にして明かなり吾々の衣服・食物・住家は凡て田地のあればこそ得らるるな

り食物は河・海に得ざれば之を田地より得衣服は全く田地より得なり丈夫なる木綿衣服・美麗なる絹衣・物温なる毛織は皆これ田地より産せしものにあらずや且地球上万物を部分すれば三分に分るゝなり(一)鉱物(二)植物(三)動物是なり農学は田地の産物を増すの術を教ふるものなり肥糞は田地に欠くべからざること或田地には其地の性質に応する肥糞を用ふべきこと又或植物を養うには之に適當なる一種の肥糞を用ふべきことは衆人の知るところなり又田地の荒れ果てざる様に或る国にては三年目に一年は之を耕すことなく全く休まするの風俗あり然れども農学の開くるに従い近來の説にては若し能く田地の性質に応する肥糞を用い且之に植える植物の種類を年毎に變ずれば假令三年目に一年田地を休ませざるとも之を荒すことなく何等までも今が豊饒を保ちうるよしなり又或る沼地に於ては水沢山にして之を耕すこと能わず故にその水を他に引きて之を乾すの術を發明せり又或る田地は甚だ荒果てたるものにして之を耕すこと能わざりし所曾て蕪菁の之に生長ことを發明せり其より先之に蕪菁を植へ之を牛馬の食となし而して其牛馬の糞をもつて此田地を耕せり又或る沙地にては先ず之に蕎麥を植へ其次に苜蓿を植へたるどころ遂に善良なる田地となりし由なり扱是らのことは甚だ大切なることなれども皆農学の部に属するものなれば経済学に論ずべきことにあらず故に僅に其大略のみを言て田地豊饒をますの模様を顯すのみ

其他耕作に用うる器械の發明ありしにより昔時は数人の働に

て作り出せし程の収納を當時は一人にて作り出し得ることなり之ことは経済学に属すれども資本の部下に属すれば後の章に送りて茲に略す

或田地は甚だ豊饒にして多く産物を生ずれども如何せん土地がら不便にて之を売捌の市場なし豈氣の毒の事ならずや若運送の便利を善せば甚だ人生の益とならん故に善き運送の便利あれば國の繁昌ますこと想うべし

農学の進歩及び人の勤働ますことにより田地の産物を漸次に増すことを得べし然れども其は際限なく増し得ることにあらず故に古来より一所に人民の數甚だ増し得る時は必ず他所に離散せり是人類の全世界にひろがりし所以なり或學者の説にては若し漸次人口増し行けば遂に食物に不足する時來るべしとなり然れども當時の有様にては未だ未だ人の數も少く且世界中に多く未だ耕さざる田地あれば差当り心配するには及ばざるべし

(第五卷第一号、明治十三年一月二日)

### 第三章 田地の事(続き)

前章に於て病を生ずるには田地の実に欠くべからざる事及び色々の仕方をもつて年々の収穫を増す事を得るの理を解きたり今此章に於て論ずべきことは國中の田地を割渡すには各々の田畝を廣大になすべきか或は之を狭小になすべきか其利害得失の論なり

若田畝を廣大にする時は百姓は之を耕すに善良の器械を用い

以て手間の費を減ずる事を得べし而して廣大なる田地は小麦を作り或は牛・羊を牧ふには至極便利の由なり

若田畝を狭小にする時は百姓は能く氣を付け十分丁寧に之を耕すことを得べし而して狭小なる田地は葡萄を作り或は牡牛を牧ふて乳を絞るには至極便利の由なる

故に廣大なる田畝は善良の器械を用いて手間を減じ得べれども耕すには精密丁寧ならず狭小なる田畝は耕す事精密丁寧なれども手間を費すこと多し何れも一得一失ありと謂うべし然れども日本の如き山脈多くして平地少き國にては自然に山の麓などを耕すことなれば兎角段々畝多ければ善良の器械を用ふるに不便なり依て田畝は狭にする事をもつて國益なりと思わる且其外田畝を狭小にするの國の益となる事は色々の証拠あり今茲に其二、三を挙げん

英蘭の田畝は皆廣大なり其地主は百余人の貴族にて九分の一を有し七百人の貴族にて四分の一を有せり其世話人は一種の日雇取なり故に田地は貴族のものなり農夫は之を借用して日々の仕事廻を支配し且善良の器械を用ふることなれば資本は農夫の手にあり然れども農夫は自ら働くことを為さず全く日雇を雇ふて事を弁するの風なれば勤働は日雇取の手にあるなり扱此仕方には一の益あり即ち善良の器械の用ひられる事なり何となれば平素の百姓には富豪のもの少ければ能き新發明の機械などを求むること六ヶ敷事なれども彼英國の農夫は広き田畝を借用する程のものとなれば多少の蓄財もあることなれば善良の器械

は必ず之を求めて耕作の便利を図るなり然れども又別に大なる害二つあり (一)は日雇取の困窮に陥ることなり現在英國の日雇取は宛も牛馬の如く其無学なる其の貧乏なる実に驚くべきなり (二)は農夫地を支配すると云ふても全く我物にあらざれば何時之を引上げらるるも計難し故に大金を入れて之が豊饒を増し永久に其收穫を多くするの企を行ふ事は自然に成さざるべし此二の害を以て前の一に比ぶれば此仕方方の國に害となるは明なり (第五卷第二号、明治十三年一月九日)

### 第三章 田地の事(続き) 其二

愛蘭土の土地の割合方は少し英國の風と異り矢張其地主は國の貴族なれども之を耕すものは夥しき非常の貧乏人なり英國の如くこれを支配する農夫とこれを耕作する日雇取と二種に分れる事なし抑々其非常の貧乏に陥りし故を原るに此國に勤働をなす人の數夥敷而して之を貸し渡すべき田地は少なれば貴族より借り受る折に人民は互に田畝を競い争ひ其為自然に其借料をセリ上げ段々とこの弊風相募り遂に近頃に至りてはとても歳々に払い尽すの目的なき程に高料となりし由なり歳々に其歳の借料払い尽す事能はざれば其残を翌年に廻せり故に年数を経るに従ひ其借金の高は益々増加し遂に其非常の困難に陥りし事なり地主は少しにても前年の借料の残りを斂め取らんとすれば假令豊年と雖も又何程勤働すると雖も百姓においては少しも余金ある事なし其ともて払い尽すの目的立す金を余すの力なく加之に

田地は何時に引上られるも計難恐れあり百姓の怠惰無学にして言う可らざるの難波に苦しむは豈理ならずや近年に到り該人民の多く並米利加に住屑を移すものあれば移りたるものも國に残るものも双方共に前日に較ぶれば余程豊に活計を営み得る由なり

伊太利亞國には又一種の風あり矢張地主は田畝を人々に貸附すれども借主の方にて約束の通り收穫の半額を納め正直に働く間は獨りに之を引上げることせずして子孫まで久しく其家に貸し置なり之れ前に言ふ英國愛國の風に比ぶれば余程勝れたる仕方なれども十分とは言ふべからず借主が正直に働く間は何時までも我家に借り置くことを得るは之勝れる所以なり然れども其借料の高き收穫の半分に上れば百姓が働きて田畝を肥やし收穫を増さんとするの精神は其收穫を丸で我物にするものよりは丁度半分少なかるべし之れ其十分ならざる所以なり又或國にては地主自ら田畝を耕すなり然れども田畝を耕すなり然れども田畝廣大にして其力及ばざれば日雇取を雇うて之を弁す此仕方にては甲は田地と資本を供し乙は只勤働のみを供す米國カリホルニヤ州の如き專ばら此仕方を用ふ一人の田畝數里四方にも亘る者あり而して日雇取は多く支那人なり之に耕す産物は多く小麦及び牟の類なり然れども斯く多くの人を日雇取として使うことなれば此等の人々は自から地主となりて働く程には儉約することも考ふる事もなきざれば自然智識を開き産業を興すの道も塞がる事なり

然らば則何をもつて十分の仕方とするや曰く田畝を狭小にし地主其子弟の助をもつて自らこれを耕すことなり田畝多き國にては富豪の農夫は或は兩三人若しくは六七人の農僕を置くこともあるべけれども通常一家内の手の及ぶ丈に田畝を少くして之を能く丁寧に耕す事に注意すべしベルギー國の如き則この仕方を用ふるなり日本も又多くは斯の如くと思える故に荒れ果てたる沙地も草原も又山の麓も皆残るところなく耕作行き届きたる美風を見るに至る或人ベルギー國を通行賞歎して曰く國中の百姓が自から地主となるの魔法は沙石をして金玉に変化せしむと若しこの仕方を行はば其益は百姓が良く働き且つ能く田地を肥やし年々の収穫を増加するのみに止らず大に智識を開くの助となる百姓の智識開け遂に國の政事にも興る様になれば百姓は政事革命を好まざるものなれば國をして安泰の泰平の道に進ましむるの助ともなるなり

扱田地は神の人間に賜いしものなれば空氣や水の如く備なき物なるべけれど凡て豊饒にして市場に近き田畝は限りある事なれば備あり國に人口少く良田多ければ自然其備は安く人口多くして良田は既に多くの人の所有物となるに至れば其備は高くなるもの也 (第五卷第三号、明治十三年一月十六日)

#### 第四章 勤働の事

前章に於て田地は富を生ずるの本たる事を論じたり然れども人間の勤働なければ自然のままに田地に生ずる品物は極々値な

るべし且売買の価もなかるべし富を生ずるに於て勤働の功能も亦大なる哉

故に此の章に於て勤働の理合を論ぜざるを得ざるなり凡そ富は種々の勤働によりて出来るものなり米を生ずるには地を耕して之に種をまきし百姓の勤働耕作の道具を作りし鍛冶屋の勤働舟車にて市場まで運搬せし人の勤働舟車を造りし大工の勤働等あり又毛織衣服を作るには羊を牧て毛を切し農夫の勤働毛を紡ぎし人の勤働糸を織りし人の勤働反物を裁て之を縫し仕立屋の勤働等あり斯種々の勤働ありて世中の事を弁ずるものなるが今茲に一の例を挙げて其功能を顕さんとす鋼鉄一片の価一円の時若し功なる仕事師の手に懸て之を袖時計のゼンマイと成は其価四千円の高に上る由なり豈驚くべきことにあらず哉然りと雖ども種々の勤働の中に富を生ぜざる一種の勤働あり奴太夫の勤働俳優の如き是なり多少人を樂しましむる事はあれども富を生ぜざることは更に之なきなり

野蠻の國に於ては一家内の中婦夫子子供の勤のみにより日用の品物を整る事なり狩に用うる弓箭、漁に用うる網、耕作の道具、衣食を製する諸道具等悉皆一家内中にて弁ずべし此風習の行なわるる國においては日用の諸道具より衣食住に至るまで極めて粗暴なり人智の開発も見込なきことなり之に反して開化の國にては多くの人民相共に相談し相共に事を成すなり其働きの工合を名付けて経済学に分業と謂う抑々分業とは業を分つと云うの義にして百姓は米大工は家仕立屋は衣服を作るが如く各々受持の

仕事ありて自身の造りたる品物をもつて他人の作りたる品物と交易し日用の品物を整ふることなり之を広く云へば國と國との間に分業あり仮令ば日本にては茶・糸を製し並米利加・英吉利にては石炭油や印花布を製し之を互に交易するが如し之を狭く言えは一仕事中に色色別前の仕事あり仮令ば東京にて錦絵を彫刻するに或職人は草木のみを刻み或職人は人物の顔のみを刻み又或職人は体のみを刻むが如志今茲に三ヶ条を挙げて分業の利益あるを論ずべし第一分業世に行なはるるを以つて各人只一種の職業を勤むるなり故にその手際は上達し其仕事埒あくべし仮令ば鍛冶屋の始めて針を作る時は一日に漸く二三百を造り得る由なるが少しく熟練するに至らば八百或は一干を製し得べし若し十分に熟練の功を積むときは二三千をも製することを得る由なり第二分業行なわればこそ世人は各々その好むところ其適當する處の職業を選び之に従事することを得るなり夫人は各々其顔の異なるが如く其好みもその智識も其腕力も互に相異なるものなり今此の分業の世に行なわるるによりて智者は六ヶ敷仕事をなし腕力強きものは腕力の入る仕事をなし婦人兒童に至るまで夫々相應の仕事を成し生活を繋ぎ得ることなり第三又分業行なわればこそ地方には其地方人情に適應したる職業をのみ選みて成事を得べし或る地方は養蚕に適當し或地方は綿作に適當し又或る地方は野原多ければ牛馬羊を収に適當するなり若し此らの地方に於て其入用なる品物を悉皆作出さんとしても決して出来ざる事なるが假令出来たにしても其不利なる事想ふ

## 第五章 賃錢の事

前章に於て勤働の大切なこと並に分業の利益ある事を論じたり此章に於ては賃錢の事を論ずべし凡そ賃錢とは勤働の報を云ふなり故に秋時の収納は百姓一年中の賃錢と云ふべし然れども平素自ら我がために働ひて其報を得るを利得と云ひ賃錢とは単に人の為に働ひて其報を得るものを云ふなり即ち人力車夫は其勤働を了る毎に一日に幾度となく賃錢を取り日雇取は日毎に其賃錢を取り官員は或は月ごとに或は年毎に其賃錢(月給或は年報)を取る如し

(第一) 世人の取る賃錢は同じからずして色々の差等あり

へば米國にては日雇取の賃銀は一日に一円にして巧なる職人の賃銀は一日に三円なり學校教師の日給は五円にして良医は十円より二十円までの中なれども有名なる俳優および演説家の如きは其日給百円より二百円の高き上る

扱何をもつて斯の如き差等あるかと其原因を尋るに (一) 國中にて其仕事を成す人数の多少による者なり蓋し人数多ければ其雇れるときに互に相争ひ雇はれん事を求むる折に自然と其賃銀をせり下し人数少なければ之に反して雇ふ人の争により自然と賃金をせり上る事なり故に日雇取の数は尤も多ければ其賃金額は従つて少なし而して巧なる職工善良なる教師母賴敷医者と成らんと欲せば先ず多くの資金と日月と精神を費さざるを得ざれば自然是等の事業に通達する人数は少なる事なれば賃銀は従つて多し然れども非常の手際を顯はし非常の功を奏せんと欲せば假令十分なる資金と日月と精神を費すと雖も之に加ふるに天性聰明の人にあらざれば其志を遂げがたし而して天性聰明の人は世に甚だ稀なれば有名なる俳優演説家の如きは其数甚少くして其給料は従つて多き理なり又世に尊敬を受ける職業と輕蔑を受ける職業と危難なる職業と安楽なる職業とあり是又賃銀の差等ある一の原因なり學校教師は尊敬を受ける職業なれば之を望む人は甚だ多し故に賃銀は従つて少し料理人は人より輕蔑を受ける職業なれば之を望む人甚だ少し故に賃銀は従つて多し又鉱山或は火柴製造所に於て働くものは甚だ危難の場に立ち臨み何時に生命を失ふも知れざる事なれば之を望む人甚だ少し故に其賃銀

は従つて多し之に由て之を觀れば世の賃銀に差等あるは全く其職業を望む者の多少によりてなり而して其人数の多少は左の四ヶ条の原因によりてなり (一) 事業に上達することの六ヶ敷こと (二) 天性聰明の人の世に稀なる事 (三) 人は尊敬せらるる職業を望み輕蔑せらるる職業を避ける事 (四) 危難なる仕事を棄て安楽なる仕事を撰む事なり (第五卷第五号、明治十三年一月三十日)

## 第五章 賃銀の事 (其二)

(第二) 賃銀を比較すれば各國同じからずして多少の差等あり日本にて日雇取の賃銀二十銭なり仏國にては之より少しく多く英國にては仏國よりも尚少しく多く而して米國にては一円の高に上るなり扱斯の如く差等ある所以を尋ぬるに (一) 國の物価の差等によりてなり米國の物価は日本の物価よりも数倍高値なれば米國の日雇取は日本の日雇取よりも高き賃銀を取らざれば暮ことを得ざるなり (二) 各國人の暮し方の慣習によるなり米國の日雇取は其衣物と云ひ其食物と云ひ其家と云ひ凡て日本支那の日雇取よりも上等の品を用ふる慣習あり支那人の米國カリホルニヤ州に移住するや彼等は其本國に於て至極極約の暮し方に慣れたる事なれば米國に行ても其日用の費は米國の日雇取よりは甚だ少し故に米人よりは安き賃銀にて雇はれることを得るなり之が為に米國の日雇取は多く職を失なひ矢張支那人同様に賃銀を安くするか又は何か職業を習ふて之に従事せざるを得ざる

に至れり (三)或國にては其日雇取及び職工の数を雇ふ人に比ぶれば他の國よりも甚だ多き事あり其有様にては他の國よりも賃金は安き理なり是蓋し新に開たる國の有様なり (四)又或る國の職工日雇取は其智識と云ひ腕力と云ひ品行と云ひ他の國よりは甚だ勝ることあり斯の有様にては其仕事は手際よく且速に尋あべくし故に其賃金は高き理なり

(第三)英國や米國の大なる商社に雇はれ居る職工仲間にては其賃金を増さん爲に一揆を起す事あり之を「ストライキ」と云ふ抑々是の方便は若し國中の諸色沸騰して其幕し方に迷惑を覚ふれば皆申し合せて齊しく雇主に其賃金を増さん事を嘆願し之を聴ざれば忽ち其働を全く止る事なり鉄道・毛織場・木綿織場および製鉄場等に於て数々此事を行ふなり扱其結局は時としては雇主の方が負になり職工の願通に賃金を増す事あり或は職工の方が負になり矢張り同様の安き賃金にて再び其職を始むる事あり而して其弊害は雇主の方にては不意に出たる一體なれば直に多くの職工を新たに雇入れる訳にもゆかず甚だ迷惑し數十日間も製造或は商法を全く廢止する事あれば其損失は算て算ふべからず又職工の方にては若し其志を遂すれば随分數十日の損位は後日の高き賃金にて償ふ事を得べけれども若し其志を達せざれば其損害困難尤も甚だし故に是の方便は双方に害ありと云はざるを得ず且これによりて全國の繁昌を害すること決して少々ならず然らば何かにして職工の望を遂げ雇主の心中をも職工に通ぜしめんか今茲に三つの方法を挙げん (一)雇主と職工の

相談により一人の知識あり正直なる人を撰み其人を仲裁人として双方の情実を達せしめ而して双方其人の決断に服すべき事なり (二)既に或る商社にて試みたる如く職工に約束の通り日々の賃金を与へたる上に歳末に於て其利得を社中に分配する時に至り其中を幾分か職工の爲に引きのけ置き之を職工に分配するなり斯くなせば職工も雇主の繁昌を妬む事なく満足して働くべし (三)然れども十分なる仕方は只一つあり即ち職工をして其勉強力と智識と品行(大酒せず不正ならず)を増さしむる事なり是の三のもの備はれば其賃金の増すは云も更なり夫に是全國治平の基本なり (第五卷第六号、明治十三年二月六日)

## 第六章 資本の事

既に田地と勤働の事を論じれば今此章に於て資本の事を論ぜざるを得ず

資本とは凡て富を生ずる爲に用いらるるものを云ふなり假令ば茲に甲乙二人の百姓あり各米數十俵の收穫を得たり甲は其或る部分を翌年の種子として引のこし又他の或る部分は売て以て耕作の諸道具及び牛馬を買ふ爲の金となし而して其余は悉皆年中自ら働く間の食物となせり今該數十俵の米は皆な彼が資本となれり何となれば彼は之をもつて新に富を生ずるために用ひたれば也乙は其或る部分をもつて怠惰遊蕩の朋友を救助し又他の或る部分をもつて自己の放蕩金となし而其餘は悉皆衣・食・住に移り榮誉の品物を求むる爲に費せり今該數十俵の米は乙の手に

あつて一切資本とはならざりし何となれば彼は新に富を生ずる為には一切其を用ひざりし故なり

又仮令ば茲に木綿衣服あり之を製造するには先紡絲車をもつて綿を絲にして且此絲を織機にかけて反物となし而して針絲をもつて之を衣服となせし也故に該衣服を製造するには初の綿と紡絲器械と織機器と仕立屋の賃錢とありて出来し事なれば是等は皆資本なりと知るべし

是の故に資本は新に富を生ずる為に用いらるる凡てのものなれば一として富にあらざるはなし然れども富は凡て資本なりとは云はれざるなり蓋し之を用ひて他の富を生ずるにあらざれば之を資本と云ふを得ざればなり故に富の資本たるや否は之を用ふる人の心得にあるなり

或人思へらく資本とは只金銀のみなりと蓋し是大なる誤なり先きに富を論ずるに當りて金銀は富なれども富は只金銀のみにあらず凡て売買の価あるものは皆富なりと解けり之と同じ訳にて金銀は資本に相違なけれども資本は金銀のみにあらず凡て用ひて富を生ずるものは皆資本なり

借世の中にある資本を六の種類に分つことを得べし(第一) 原品・仮令ば百姓の種子・肥糞・織物師の綿毛・大工の材木の如し(第二) 富を生ずるために働く人へ払ふべき賃錢(第三) 富を生ずる為に用ふる諸器械及び牛馬等(第四) 富を生ずるために用ふる家屋仮令ば大工の仕事場或は土蔵の如し(第五) 田畝の垣水道および堤等(第六) 品物を市場に運搬するに用ふる

る荷車・道路・橋・溝渠(地面を掘り切り初て舟を通はす仕懸) 鉄道及び舟なり是中にて(第一)と(第二)の種類の一度之を用ふれば其が終つて二度と用ひられざるものなり即ち種子・綿・毛・材木・賃錢等凡て一度用ひて二度と同じ用にもいられぬものなり然れども他の種類は多年の間続ひて用ふる事を得べし即ち牛・馬・諸器械・船・家屋等の如し借資本を用ふるに其數と日月に於て多少あり或仕事には他の仕事よりも多くの資本を用ひざるを得ず又或る仕事を成就するには他の仕事よりも多くの日月を費さざれば能はざる事なり仮令ば小麦は一年も立ぬ前に收納あれども葡萄は少くとも四五年は立ねば多くの実を結ぶに至らず即ち其日月に多少ある所以なり又人の手をもつて織物なれば入用の資本(諸道具を指す)は誠に僅少なれども織物器械を仕懸けて大造に製造せんと欲せば莫大なる資本を要し且多年の星霜を費さざれば其業を成就する能はず亞仏利加州と亞細亞州を繋ぐ所のスエズの地峽を堀切て溝渠と成たる時は二千万円余の入費有十年余の星霜を経て漸く其工了了へたり當時南亞米利加と北亞米利加を繋ぐところのパナマ地峽を堀切りて大西洋と太平洋との通路を開かんと企てる人あり若し是に着手する事ならば其入資はスエズの溝渠よりも尚多からん(第五卷第七号、明治十三年二月十三日)

## 第六章 資本の事(其二)

夫れ國の資本を増す時は則國の産物を増すべし而て國の産物

を増には必ず先職人の仕事を増さざれば能はざる事なり故に國益を謀るは其國に己に現在する處の富をして資本とならしむるに如はなし今譬を以て之を解ん茲に余が手元に於て一萬円の金あり若し此金を庫に藏め更に融通せしめざれば幾百年立と雖も何の國益あらんや若し又之をもつて余が奢侈の念を満し耳目の欲を逞ふする為に費さば之に融通を与ふる理なれば之を藏して動さざるよりは幾分か國益をなすことあり何となれば余が奢侈の念を満し耳目の慾を逞ふせんとして求むる處の品物は凡て職人の手により成れるものなれば余が求むる丈は其等の人に仕事を与へたる理なればなり然れども若し又余は此大金を藏し置くとを為さず或は之を猥りに費すことを為さずして他に尚善き方法を考へ出し即ち或は鋳山の事業を興すことを為さば其國益ある何幾ぞや觀よ該金を我が奢侈の為に猥りに費せし時は一時大金を動かして夥多の人に仕事を与へたるが如くなりしも其実は限りある金をもつて限なき欲望を充てんとせり如何て尽さざるの目無らんや而して其金尽れば該職人共は忍ち仕事を失し意外の損亡に陥るは鏡に照らして見るが如し然るに今之を以て耕作或は製造或は鋳山を盛にする時は仮令之を逞ひ果したる後も其事業は巍然として跡にあれば一たび握りたる職人の仕事は之を永代に伝ふるを得べし之蓋し金を使ふの秘伝なり読者因等に看過すこと勿れ

或人思へらく新器械を興すは甚だ國益を増すに似たれども現在其が為に職を失するもの夥しきをもつて考ふれば其実決して

國益にあらずと嗚呼何ぞ其誤れるの甚しきや新器械流行により職を失するもの有るは余輩も素より知る所なり然れども其害を受ける人数と之が利を蒙むる人数と比較すれば其比例如何ぞや豈害を受けるもの誠に僅々少数数なるにあらずや且一時害を受けたる人も必らず不日にして他の職を學び実計を營むの法を習ふべければ其害は決して永久にのこるに非ず永久にのこらざる少数人の害をもつて永久にのこる全社会の利を止めんとす是余輩が論者の誤見を歎ずる所以なり先年京都神戸の間に鐵道の落成せしにより人力車夫淀川の舟手輩は素より一時は多少の損害を受けたるべけれども當時該鐵道により受るところ全國の利益をもつて豈僅々の害に比ぶべけんや又九十年以前の英國に於て始めて紡糸器械を發明せし折には其迄手をもつて紡の職をつとめ居りし者共は大に立腹し數々暴挙して該器械を破損せしことも有るよしなるが英國今日の繁昌は果して何の力によると思ふや且器械發明により産物増加すれば従て物価も下落すべし(第一の利益)物価下落すれば必ず之を需用する人増加すべし而して之を需要する人増加すれば器械製造は必ず繁昌すべく之が職工となりて働く人数は従て増加すべし(第二の利益)之に由て之を觀れば器械の發明及び其事業の隆盛を勧奨するは良政府の權利なり世人其を觀て干渉と謗るなかれ (第五卷第八号、明治十三年二月二十日)

第七章 資本の事(其三)

前章に於て論じたる如く田地と勤勞と資本の備はりて始めて世の富は生ずること也因りて國の富を増さんと欲せば第一に荒蕪の地を新に開拓するか或は耕作の業を精巧にして既に年來耕へせし所の田地をして其産物を増さしむるにあり(田地の力を増すの法) 第二には他國より多くの日雇取及び職人を内國に移住せしめるか或は既に存在する日雇取及び職人をして益々其精巧を極めしめ是迄よりは尚多く且上等の品物を製造せしむるにあり(勤勞を増すの法) 第三には國內の資本を増すにあり

各國方今の經濟の有様を觀るに是の三者(田地・勤勞・資本)の中に於て不足を覺ふる處各々異り譬へば「ジャマイカ」(亜米利加の近島)に於ては善良の田地と資本に於ては更に差支なければども勤勞に於て大に不足を覺ふる由なり蓋し該國に於ては凡そ黑人を使用し耕作をなすの風俗なれば其人數は過分なる由なれども元來彼等は頗る怠惰の性質あれば仕事を弁ずること甚だ増明かざる由し又英國に於ては資本と勞働に於ては更に不足なき由なれども田地の乏しきに困窮する由なり是彼國が夥しき小麦を毎年亜米利加合衆國より輸入することをもつて知るべし又合衆國の中にて近頃開けたる諸國に於ては良き田地は過分なれども資本と勤勞に於て差支へる由也是れ彼の政府に於ては大に歐羅巴諸國より職人の其國に移住することを勵まし且彼の人民に於ては其の東部の諸國(亜米利加中にて最初に開けたる諸國)及び英國より金を借りてもつて鐵道を架設し耕作を盛大にするの費用に充てし事あるをもつて知るべし又日本の景

況を觀るに其良き田地は既に頗る精巧を尽して之を耕へし國中人民の食糧に供するに十分の産物を生ずる也然れども只遺憾とする處は資本の不足することなり今若し少しく此の國の資本を増しもつと製造耕作を勵さば國の繁昌を助くる挙て覺るべからず當時蕪蕪廢棄に陥りたる田地も多くは再び膏腴の地と成得べく地下に充満する餘隙は掃りて比類なき大事業の緣故となるべし若し當時勤勞する人民は十分なれば外國人の移住を勵ますに及ばず只其不足なるは資本のみ故に之を増すは方今利財上の急務なり抑々之を増に二の方法あり (一)は外國にて利子の安き國を擇み其の國より金を借る事也夫れ金を借る事はもし其金を狼りに費さず富を生る必然の場合にのみ之を用ひ且速に返済の道を作る事を怠らざれば之れ甚だ便利の方法也然れども借金は甚だ仕安き事なれば兎角過分に借り且之を猥りに費すの弊に陥り易し今外國より借金して此弊に陥らば之れ國の大害にして衰微の一原因となるべし慎まざるべけん哉 (二)の方法は國中人民を勵まして金を貯積するの精神を増さしむる事也夫れ資本は富の貯積の結果なり決して偶然に生ずるものにあらず今此の國の資本を増さんと欲する人民が貯積するが精神に富むに至らざれば何んして資本を増し得ん哉譬へば人あり若干俵の米を産出せり今彼は之を其放蕩怠惰の資となす事を得べく或は之をもつて頑弄の品物を求むることを得べく又或は之を貯積して翌年耕作の費用と成すことを得べし此三つの仕方にて之を貯積して初めて該米は其の資本となる事也

扱富を貯積するの精神は各國多少の異あり或國の人民は不意の災難の為に其老年の為に又子孫の為に予め富を貯積するの精神に富めり又或る國の人民は徒に目前の逸樂のみを樂み其富の多くは遊惰の資となし從來の事を慮り予め其為に貯積するの精神には甚だ乏しき也方今日本人民の有様を觀るに恐らくは過半未其の弊害を脱し得ざるものゝ如し老年の活計は其子息に任せ己は其日々の骨折の汗なる大切なる少々の金は目前其日の逸樂の資となすに過ぎず更に後來の為に貯積する事の風なし觀よ彼野蠻の人民は概ね其暮し方は其日に其日の事を弁するの風なれば更に後日の用として貯積することなし宜なるかな彼等が資本を有せざることも假令ば北亜米利加土人(インデヤン人種)の如き國中にて尤も背腴の地方に久しく住居したれども一切其土地を耕やす事無りし故に數々饑饉の災難に遭ふて苦めり蓋し彼等は耕作を好まざるにあらざれども耕作をなす時は猛獸の害を禦ぐ為に田地の周囲の垣を作りざるを得ざれば其年間の繁を厭ふて耕作をなさざるゝ也其後來の事を慮からざる知るべきなり嘗て土人の中に米國政府の世話により耕作の業を學び得たるものありたれば政府よりはこれに牛を給与して耕作に従事せしめたり然る所彼等は何時の間にか是等の牛を悉く屠り食糧に供し以て永久の安全よりは一度の好味を貴ぶの憫然なる人情を顯はしたり之に由りて之を觀れば人民の文明開化に進歩するに從ひ後來を慮り其の為に予め財を貯積するの精神に富む而此の精神に富むに從て其資本は増加すべし (第五卷第九号、明治十

第七章 資本の事(其四)

扱人民の貯積を勵す為に開明國に於ては貯金銀行の設あり其方法たるや人民は多少にかゝわらず其余金あるや否直に其金を此銀行に托し置き數月或は數年の後に其貯積金と其利息とを受取る事を得べく又銀行の方にては人民より托する少々づつの金を收め大金となし之を復た他へ貸附けもつて其の立行を謀るなり故に其便利は (一)人民が金を貯積するの精神を勵まし (二)些少づつの人民の余金は平常或は融通せしめずして之を藏め置るか或は目前の逸樂の資となし遣ひ果す事なるが是の法あるにより之等を集めて大なる金額となし且其を融通せしめて富を生ずる事を得る也抑も此の方法は今より百年以前發明せしものにて當時歐米諸邦に於て盛に流行する也然れども是の法たるや政府の手をかりて十分の注意を加へ嚴重の支配を行はざれば其國益をなす事甚だ少かるべし何となればもし猥りの支配により銀行破滅する事あらば人民は其貯積の金を失ふのみならず其によりて貯積の精神を挫かるべし英國や日本にては貯金銀行は郵便局の附屬となり政府より嚴重の支配を受けることなれば其破壊の氣遣は更になかるべし其利息は平常世に行はれるものよりは少なけれども其法の汎く國中に行はれるに至らば國の資本を増すや蓋し莫大ならん四ヶ年以前英國の算表にて該國一ヶ年中に貯金銀行に収入の金高三億二千七百万なり北米合衆國にては其

多き事英國に數倍せり即ち合衆國全國三十七州の中八州丈にて八億万圓余の高に上れり是れを以て此兩國人民の貯積の精神に富むを見るに足る米國などにては人に雇はれ少々の日給を受ける若き人々は多くは其余金を毎月貯金銀行に托し置き二三ヶ年の後其積金と其利子とを受取り其をもつて或は田地を買ふて耕作を始め或は店を開きて商業を始めもつて獨立の人民と成る事なり若し當時日本の人民が毎日費す所の少々つつの酒代及び不用の雜費を省き悉く之を貯金銀行に托しもつて資本となさば全國の資本を増すは蓋し莫大ならん扱又資本の不足を補はんとして少々つつの株金を集め巨額の資本となすの本あり是世に行なはるる商社の謂なり是法亦利害得失なきを得ず其國益となるや否及び其支配の行き届くや否に由るなり若し支配行き届かざるか産物時の需要に適當せざれば其分産の日来るは鏡に照して見るがごとし (第五卷第十号、明治十三年三月五日)

## 第八章 賣買の事

既に前章に於て富を生ずるの理を論じたれば此章に於ては富を交易するの理を論ぜざるを得ず即ち品物を賣買する事及び其の事の事なり

野蚕の園に於ては一家内に入用のものは皆夫婦の手にて産出し更に他に仰ぐことなければ交易の行なはれざるは論を待ざることも然れども園少しく開け人々分業を行ふに至らば忽ち交易にあらざれば其活計を営むこと能はず農夫は食物を産出し銀冶

屋は耕作道具を製作す道具をもつて食物に易へ食物をもつて道具に易へ以て農夫と銀冶屋の活計は立にあらざるや且現世世情を熟視すれば交易は只銀冶屋と百姓の間に止らず世人一人として売らざる人なく買はざる人なし學校教師・官員・日雇取・車夫の如きは自ら物品を産出せざれば物品をもつて入用の物品に易ふる事能はざれども其賃銀月給をもつて入用の物品に易ふるなり即ち金銀錢を売りて他の物を買ふと云ふて可ならん

一の物品をもつて他の物品と交易する時譬へば斧をもつて八升の白米に易ふる時は其斧の価は白米八升なりと謂ふべし然れども平常の習はしにては物を賣買する時は必ず金錢をもつて之に易ふる事なれば金錢は物価の量なり假令ば斧の価は白米八升と云はずして金錢八十錢と云ふが如し故に物の価を知らんと欲せば其物を他の物と易へざるを得ず且平常の事にては之をもつて金錢と交易して其の価を定むる也

物品の価は願望と勤勞よりして生るもの也既に論ぜし如く物価は一の物品をもつて他の物品に交易するより生じ交易を行ふには双方兩人の者あるを要する也彼等互に其物品を願望し且各其物品をもつて物品に易ふる時は二の願望と二つの勤勞の存在するを見る也然れども平常物を賣買するときには必ず金錢を用ふるが故に今茲に交易の理を論ずるに当り二の願望と二の勤勞を云はずして品物を買ふ人の願望と之を売る人の勤勞のみを云ふべし若し余が売賣の爲に備へたる品物を願望するものなれば其物品は決して売れざるべし假令ば余は夥しき勤勞を施

して一の画像を画くとも若し之を願望する人なければ売鬻に由なく一文の価もなきものなり且又人民の願望は数々變化するものとせば今年甚だ流行して高価なるも四五年後に至ては大に流行を失ひ次に之を買ふものなきに至る事あるべし其時に至ては其物品の価大に下落すべし(以上願望を論ず)

然れども何程願望の多き品物にてももし之を得るに少しの勤勞も要せざれば其物は更に価ひなきものなり仮令ば水は人生欠くべからざるものなれども甚多き之を取るに勤勞を施すを要せざれば平常其価あるを聞かず然れども或地方に於て清水に乏しければ遠方より之を運ばざるを得ず則ち清水一荷若干錢の代価を要する事あり又仮令ば人あり一の金剛石を拾ひ余に來りて之を売ちんと欲其輝光の美麗なる大に余が願望の心を生ず余遂に驚くべきの高価をもつて之を買ふなり蓋し該人は不図僥倖により之を拾ひし事なれば格別の勤勞を費せしにあらざれども若し余自ら野に出て之を探索せんには何程の勤勞を費すも計られざれば也(以上勤勞の理を論ず)(第五卷第十一号、明治十三年三月十二日)

### 第八章 売買の事(其二)

之に由て之を觀れば凡そ物価は願望と勤勞とにより生ずるものなり今物価を定むるの方法を論ずべし凡そ物品に二種あり(第一)其量限りあるもの(第二)其量限なきものなり(第二)の種類は古人の畫面の如きを云ふなり其価は始め之を産出

せし時の勤勞に關らずして重に之を願望する事の多少厚薄によるなり仮令ば有名なる古人の画あり人之を売鬻に供するあり數十円を出して之を買はんと欲するもの多くあり數百円を出して之を買はんと欲するもの數人あり一千円を出して之を買はんと欲するもの只一人あり則画の価千円と定まれり又仮令ば數人の同行ありて野蠻の地を旅行す彼等袖時計を携へざりしを久しく遺憾とし旅行中にて各々時計を求め度き念を生じたり然る処或る土人一の時計を所持し彼等の需に應せん事を諾せり今其価を定むるに當り或人五十円或人は百円を払はんと云へり然れども其中一人は百五十円を払ふを約したり則時計の価は百五十円と定まれり

然れども世の中の物品は多く第二の種類に屬す其価は重に其を産出するの勤勞によるなり而して其価は常に高下する事あれども概するに之を産出せし時の入費よりは下る事なく又其産出の入費よりは非常に上ることなかるべし蓋し産出の入費より安くして之を売るものなく又多人の競争により自然と其価をせり下り非常の高価に至らしめず

夫れ産出の入費とは勤勞と資本との価を云ふ故に物価の高下は之を産出する時に(一)勤勞の多少(二)勤勞の精粗(上等の職工を要するか否か)(三)資本の多少あるによりてなり然れども物価の高下あるは之を産出せし時の入費の多少のみに關らず之を得んことを願望する人の多少及び物品の潤沢なると払底なるとによるなり仮令ば石炭油を産出するの入費は年々格別の異なれども

若し米國より日本へ輸入の高大に増加するか或は日本人の之を願望する事俄に減少すれば其価は忽ち大に下落すべし之に反して其輸入の高大に減少するか或は之を願望する者俄に増加すれば其価は忽ち大に払騰すべし然れども物品潤沢に過ぎるか或は之を願望するもの減少するにより物価下落すれば之を製作する者利を得る事従つて少なければ其丈産出の高減少すべく且之を願望して買ふものは従つて増加すべし故に此二の理由により物価の下落は一時の事に止まりて不日に平素の価に復すべし又右と同じ道理にして物価の払騰も一時の事に止りて復た平常の価にかへるべし蓋し物価高ければ之を産出するもの増加し之を願望するもの減少すべしなり

器械の術開くるに従がひ人の勤勞を要する事減少すれば製作したる物品の価は漸々と下落すべし之に反して國の人民繁殖するに従ひ良き田地不自由となり荒蕪の土地をも耕さざるを得ず之が為に百姓の産出する品物は漸々と其価払騰すべし然し耕作器械の發明と外國より食物を輸入する事とにより幾分か其払騰を平均するを得るなり (第五卷第十二号、明治十三年三月十日)

## 第九章 貨幣の事

貨幣は交易の道具なり素より木炭の産者は之をもつて米麦を買ふが如く貨幣なしにても随分交易の出来ざるはあらざれども貨幣なしにても交易をなすこと決して容易からず假令ば一の

銀治屋ありて小刀を製作し之をもつて白米を買はんと欲せばもし貨幣なければ市街を往返し多少の時間を費して白米を売る人にして小刀を需用する人を見出さざるを得ざるべし又同じ訳にして服を作る人は其服を需用するのみならず且其履に易ふべき入用の品物を売捌く処の人を見出さざるを得ず其不便利なること思ふべし故に野蠻の國民と雖も宜しき貨幣の通用は知らざるも或は牛羊などをもつて貨幣則ち交易の道具となせるあり抑も(貨幣通用の利益は(第一)誰にても産出の品物を貨幣と交易し其貨幣をもつて自由自在に己が入用の品物を購求することを得るなり假令ば銀治屋は其小刀を売り其代価の貨幣をもつて米にても表にても履にても何にても入用の品物を買ふことを得るが如し(第二)貨幣は処々に持ち運ぶに甚だ便利なり假令ば一の商人あり其商品を西京に於て売り払ひ其代価の貨幣を懐中にして大阪或は東京に行き入用の品物を容易く仕入れる事を得べし若し貨幣なくして其品物を処々へ持ち行ざるを得ざるならば其不便勝て盡られざるべし(第三)菓物・野菜物の如きは速に売払はざるにあらざれば或は腐敗し或は其美味を失ひ其価を損するに至るべし然れども是等を貨幣と交易し置かば何時までも腐敗の憂なく損失の恐なく保守するを得べし之に由て之を觀れば貨幣は交易を盛にし其便利を計るの道具なる事明なり故に曰く貨幣は交易の道具なりと

然りと雖も貨幣は徒に交易の道具たるのみに止らず又物価を量るの道具たり平常物の長短は寸尺を持つて量るが如く物価は

銀円をもつて量るなり若し一升の米価は八銀なりとし一柄の鎌の価七十二銀とせば九升の米は其価一柄の鎌に同じと一目にして明知するを得べし又人あり品物を売らんと欲せば必ず貨幣をもつて其価を量り代価何円何銭と定め其を売り払ひたる後にて其代価の貨幣をもつて何品にても望に応じ購求するを得べし則ち前に売り払ひし品物の価をもつて新に購求せし品物の価と比較する事を得べし各國古今の慣習を考ふれば其貨幣として通用せし品物色々の異様あり昔時未開の時には或國にて牛羊をもつて貨幣となせしと思はる即ち品物の価を牛何疋羊何疋と謂ふが如く方今亞非利加の或る地方にては矢張畜類を貨幣となし通用する事なり北亞米利加の土人は小貝をもつて貨幣となし合衆國にては植民の初にては或地方に於て煙草をもつて貨幣となせし事あり日本にても昔時は米を貨幣として通用し品物の代価米何升と量りし事あり又羅馬建國の初に當りては銅や真鍮を貨幣となせし事あり然れども当時開明國にては専ら通用貨幣には金銀を用ふるなり今試に數件を挙て金銀を貨幣となすの利益を論ぜ

ん

(第一) 世界中色々の品物ある中にも金銀は其価の高下する尤も僅少なり凡そ物の長短を量るにもし世の中の尺度定期なく或ひは八分をもつて一寸とし或は七分をもつて一寸とし或は六分をもつて一寸とするが如きあらば其不便勝て數ふるを得ざるべし今物価を量るに於ても其理誠に同一なりもし貨幣の価常に高下の異あり即ち朝夕相變する時は世人の困難亦甚しかるべし

素より金銀と雖も全く其価に變化なきにあらず米國「カリホルニヤ」及び奧西太利亞に於て金山の發明ありしにより金の価少しく下り亞米利加に銀山の發明ありしにより銀の価少しく下りし事なり去れども他のものと較ぶれば矢張其価に於いて尤も變化なきものと云ふべし其故は蓋し金銀は世界中何事にても貨幣として用ふるものなればもし一処に於て其高甚だ多くして其価下落の憂あるときは必らず不足する他の國に向て之を輸出する事なり

(第二) 金銀は永久に持つものなり鉄の如く鏽る事なく且摩擦により其消耗するも誠に僅なり蓋し其質を堅くする為に貨幣を鑄る時に概するに其の量の十分の一程つつ銅を加ふるなり年來の經驗によれば毎年貨幣の消耗は其量の二千四百分の一なる由なり

(第三) 金銀は運送するに其便利よろしく且之を分割し大小の貨幣となす事を得るなりもし畜類をもつて貨幣とし之を融通せんと欲せば其不便利なるは論を待たず又寶石は運送の便利は随分よろしけれども之を分割すること能はず且其価は常に變化し更に定位なきものなり故に金銀を用ひざるべからず而して金は大なる貨幣となすべく銀は小なる貨幣となすべし

(第四) 他の品物は多くは上中下の差等あれども金銀は其純精なる時には少しも差等ある事なし是又貨幣となして便利なる一の所以なり

扱或國にては金銀共に同じく国内に通用せしめんことを試み

たり然れども金銀の比例は常に變ずるものなれば兩ながら同じく政府の税金より日用の貸借に至る迄同様に用ふる事甚だ難し兩三年前には金の価は銀の十五倍なりし処當時は十八倍程なり五年前金弗と同様の価ありし銀弗は当時金弗の八十八錢に當るなり若し國にて銀弗の価金弗よりも安きに至らば人民は皆銀弗をもつて内國の支払を濟ませ金弗は悉く外國へ輸出すべし之に反しても銀弗の価金弗より高ければ金弗は内國の通用貨幣となり銀弗は外國に輸出せらるべし亜米利加合衆國の実験によれば最初には金弗の価少しく銀弗よりも高かりしをもつて金弗は悉く之を外國に輸出したり其後貨幣を鑄造し少しく銀弗の価を金弗より高くなしたれば内國の通用金は只金弗のみとなれり之により遂に千八百五十三年に於て金銀を共に用ふる事を止め金貨幣をもつて國の通用貨幣と定め銀貨幣の通用は只些少の仕払耳に止まりて決して大金の通用に用ふる事を許さざるに至れり英吉利・西独逸の兩國に於ても既に已に只金貨幣をもつて通用貨幣と定めたり又亜細亞洲の諸國にても多くは一種類の通用貨幣を用ふるなり即ち印度・魯西亜の兩國にて銀を用ふるが如し

或經濟學者の説にてはもし歐米の諸國一致して金銀貨の比例を定め各國同一ならしめば金銀共に用ちふるを得べしと然れども未だ其の事の成否は更に期し難し而して學者の中にも金銀共に用ふるは決して出来ざることなりと強く主張する人数多あり金銀貨幣の外に紙幣なるものあり然れども紙幣は其の実は貨

幣を払ふべきの約束証書なり之を以て實際貨幣の如く通用するなれども其の実は貨幣にあらず故に之を爰に論ぜず後章信用貨幣の題下に論ずべし (第五卷第十五号、明治十三年四月九日)

## 第十章 貿易の事

夫國の産物を増加せんと欲せば分業の法を行ひ各人をして其の従事する職業に於て十分練達せしむるに如はなし而て分業の法をして國家に実益あらしめんと欲せば貿易なくんばあるべからず今貿易は同じき市街村落に住居する人民の間にて行ふ事を得べく又國中にて山海相隔るの地方にて互に行ふ事を得べく又世界中の諸國間にて各國互に之を行ふ事も得べし

内國各地方に於て貿易する事の利益たるを疑ふ人は世間に恐らく一人もなかるべし夫國中各地方其の風土・人情相異り其の産物亦同一ならざれば自由に貿易する事を許すにあらざれば各地方繁昌なる能はず故に道路を修め橋を架け鐵道を設け汽船を製造するは國産を増すに於て最大緊要の事なり何となれば運輸の便利悪しければ決して貿易を盛大にする事能はざればなり是の故に政府よりも充分運送の便利を計り人民を勧奨するは当前の義務なり然れども内國の自由貿易は利益たるに相違なしと承知する人は多けれども外國と貿易する事の果して利益となるや否やの点に於ては頗る疑惑を懐くの人々も少なからざるが如し故に例条を挙て其の实益ある事を証明せん

(第一) 内国にて産出し得ざる物品をば外国より輸入する事を得るなり

(第二) 内国にて産出し得る物品と雖も或る品によりては外国より輸入すれば其価下直にして人民の利益となる事なり

亜米利加合衆國は大國なり然れども品物によりては該國に産出し得ざるものありて外国より輸入せざるを得ず況や他の小國に於てはとて一己孤立して開明に抄進する事能はざる事明なり

素より諸國大小の別なく其人民日用欠くべからざる物品に於ては多くは内国にて産出し得るなれども其外尚人民の便利幸福を増すべき品物あり是等の品物に至ては外国と交易するにあらざれば十分に人民の願望を満足せしむる事能はざる事なり

又國に産出し得る品物の中にも或は十分に其の國の風土に相應ぜざるか其の人民の慣習に適當せざるかにより内國にて之を産出するより寧ろ外国より輸入し其代りとして内國人の最も能く産生するに長達せる物品を外国へ輸出する事却て國益となる事あり譬へば絹織物は英國に出来ざるにはあらず去れども英國の便利は之を内國にて製せずして之を仏蘭西より買入れ而て其代として英人の最も長達せる錦織や鉄細工を仏蘭西へ向け輸出する事あり茶は米國にて産出し得ざるにあらず去れども米國人民は之を日本や支那に仰ぎ之が代として石炭油や銀を該兩國へ向け輸出するなり又我が同じ道理により日本にても外国より器械を買込み善良の時計を製造し或は石炭油を精製する事を得べけれども當時の模様にては之等のものを米國より輸入し其の

代として茶・絹・漆塗を輸出する事國益なるべし夫國に輸入する品物は必ず産出するに其の最も長ずる品物を輸出してもつて其代価を払ふべし故に内國に輸入する品物は自國人民の尤も長達せる働勞をもつて払ふ事なり (第五卷第十二号、明治十三年五月十四)

### 第十章 貿易の事 (其二)

或人の曰く外国と貿易して内國の実益を謀らば成るだけ輸出の高をして輸入の高より多からしむるにあり蓋し内國貨幣の富を増すをもつてなりと余之に答へて曰はん昔日は此の説頗る欧米に流行せしことなれども當時は該諸國に於て大いに其の誤謬なりしを悟れり (第一) 國の富は貨幣のみにあらず且貨幣は尤も有用なる富にあらず内國にて交易の道具として若干の貨幣融通する事を要すれども其他は只外国より品物を買入るる道具とするより外に其用はなかるべし故にもし輸出の品物多くして輸入の品物少なければ貨幣は内國に充滿するに至るべけれども其人民の富強幸福は左程増加せしを見ざるべし (第二) 若し外国より内國へ輸入せざれば其國へ向けて内國より輸出する能はず譬へば合衆國はメキシコ及び南亞米利加に接近の國なりと雖も該諸國より輸入すること至て少なければ内國より其諸國に向け輸出する事亦從て少し之に反して英國は該諸國とは大洋を隔る遠國なれども相互に貿易する事甚だ盛なり蓋し其故は職として英國が該諸國より物品を買入れるによるなり何となれば兩

國の間に交易盛ならしめんと欲せば善良の船舶其間に往來するに非ざれば能はず然るに若し一方よりのみ運輸の品物多くして他の方よりは更に之なければ何にして船舶の往來を盛大にせん哉

或人又曰く外國人品物を製造する甚だ巧なれば其価從て下直なり而て之を内國に輸入すれば既に内國にて其等の品物を製造するに從事する職人は其業を失するに至るべし日本の茶は下直なれば茶は米國に製造するを得ず米國の石炭油は下直なれば油は日本にて精製するを得ず仏國の絹は下直なれば絹織は英國にて製造するを得ず是實に其國にて其等の品物を製造する人々の損害にして其國のために甚だ憂ふべく恐るべき事なりと余は之に答へて曰嗚呼何ぞ其誤れるの甚だしきや夫高直の品物よりは下直の品物を購求する事を好むは人情なり國に於ても又然り若外國より買入れて其価下直なれば是國の實益なり譬へば若し家に窓なければ其房屋は白昼とも昏味なるべく莫大なる油及び蠟燭を要すべし故に國中の人家もし窓を置かざれば油及び蠟燭の製造人に大利益を與ふべければとて家に窓なきは國の實益なりと立論せば誰か其説の狂妄なるを笑はざらんや又太陽に向て汝は内國大切の油及び蠟燭の製造人の繁昌を妨ぐる者なり國の逆賊なりと不平を鳴らさば其愚も亦甚しからざるや若し日本支那より茶を輸入する事なければ米國製造の茶は其価甚だ高直なるべく而して茶製造人は利益を得るべけれども全國人民の損失思ふべし内國製造にせよ外國輸入にせよ品物の価の下直な

るは一般人民の益なり故に外人我よりも下直にして之を製し得るに尚我國にてこれを製造せんと欲するは愚の至りなり之に由て之を亂れば政府よりの義務は決して外國貿易を妨ぐる事なく内國人民の尤も長達せる品物の産出を勵ますべきことなり

(第五卷第二十一号、明治十三年五月二十一日)

## 第十一章

### 自由貿易及ビ保護貿易ノ事

(本章より片假名交り文、編者)

余輩ハ既ニ前稱貿易ノ章ニ二ヶ条ノ利益アルコトヲ論シタリ  
(一)自國ニテ産出シ得ザル物品ヲ他國ヨリ得ルコト  
(二)或物品ハ自國ニテ製造シ得ラルルト雖モ之ヲ他國ヨリ得ル時ハ大ニ低價ニシテ人民ニ便利ヲ与フルコトナリ故ニ國ノ産物ハ其風土人情ニ尤モ適シタル物品ニ限り他國ニ尤モ適シタルモノハ之ヲ他國ヨリ輸入シテ我物品ト交易スルコト國益ト言フ可キナリ或人之ヲ難シテ曰ク輸入ノ物品ニシテ自國ノ物品ヨリモ低價ナルモノハ政府ヨリ之ニ重税ヲ置キ以テ自國製出ノ品ト同價トナシ人民ヲシテ勉メテ自國品ヲ購セシムベシト學者之ヲ保護貿易論ト謂フ蓋シ自國ノ物品ヲ保護シテ他國ノ競争ニ向テ打勝タシムルノ謂ナリ

又或人ノ説ニハ是等ノ重税ハ政府歳入ヲ増シガ爲ニ加フルモノニシテ更ニ外國品ヲ禦ガンガ爲ニスルニアラズト然レドモ若シ税重クシテ輸入ノ品ヲ非常ニ減ズルカ甚シキハ殆ンド之ヲ拒止スルニ至ラバ政府之ガ爲ニ歳入ヲ増スコトナカルベシ故ニ此

第十一章 自由貿易及ビ保護貿易ノ事

(其一)

ノ如キノ重税ハ政府ノ為ニモアラザル也

保護貿易ノ反對ヲ自由貿易ト謂フ此論ニヨレバ政府ハ決シテ外國貿易ヲ妨ク可ラズ若シ人民貿易ヲ以テ利益アリトセバ何地何國ヲ限ラズ自由ニ貿易セシムベシ故ニ若シ政府輸入税ヲ以テ歳入ヲ増シト欲セバ成丈ノ輕税ヲ置テ交易ヲ妨サランコトヲ要スルナリ

第二項 然レドモ世間ニハ矢張保護論ヲ以テ至極ノ良法トナスモノアレバ吾輩ハ茲ニ保護論ノ成立セル重ナル論点ヲ挙テ説者ト共ニ其如何ヲ試ルベシ

第一項 自由貿易ハ自然ノ法ナリ故ニ保護論家ニ於テ其論ノ公平天理タルヲ証明スルニアラザレバ吾輩自由貿易ヲ主張シテ已サルベシ何トナレバ誰ニテモ内國ノ通商ノ利益アルヲ信ゼザルナシ而テ若シ内國ニテ自由貿易ヲ行ヒ利益アラバ外國貿易モ(其然ラザル所以ヲ見ル迄ハ)必ズ益アル可シト察スルハ自然ノ理ナレバナリ英國ノ南部ハ仏國ノ北部ト隔ルヤ自國ノ北部ト隔ルヨリモ近シ何ヲ以テ遠隔ノ北部トハ内國ナレバ交易シテ利アリ近接ノ仏國北部トハ外國ナレバ通商利ナシト謂フカ又長崎ノ地ハ清國上海ト隔ルヤ自國ノ箱館ト隔ルヨリモ近シ上海人ト通商スルハ外國ナレバ利ナシ箱館ハ遠ケレドモ自國ナレバ利アリトハ豈謂ベケンヤ且物品ヲ低価ニテ購求スルヲ欲スルハ人情ナリ若シ外國品自國品ヨリモ低価ナレバ人民ニ取リテ外國品ヲ購求スルコト便利ナルベシ日本ノ茶ハ米國ニテ一斤六七十錢ノ価アリ然レドモ米國製ノ品ハ一斤二円ナリ若シ米人此ハ自國品ナリトテ甘ジテ二円ノ茶ヲ購ヒ彼ハ外國品ナリトテ勉テ日本ノ茶ヲ購フコトナレバ豈以テ愚ノ尤ナルモノト為サベル可ンヤ

(第一) 論者曰保護貿易ハ國ニ益アリ蓋シ是人民職業ノ種類ヲ増スモノナレバナリト譬ヘバ英國ハ牧羊及ビ毛織ノ製造ニ適當長達スレバ英國ノ毛織ハ甚ダ低価ナリ故ニ若シ日本ニテ重税ヲ輸入ノ毛織ニ置カザレバ日本人ハ決シテ毛織ノ製造ニ長スルコト能ハズ同理ニヨリ木綿・時斗ノ如キモ輸入品ニ重税ヲ置キ自國ノ製造ヲ保護セザレバ外國ノ輸入ヲ禦グコト能ハザルベシ同理ニヨリ米國ニテハ日本ヨリ輸入スル茶ト絲ニ重税ヲ置ザレバ米國ニテ此二品ヲ産出スルコト能ハザルベシト蓋シキニ至リテハ或人思ヘラク英國ハ世界第一ノ製造國ナルガ故ニ他國ニテ重税ヲ英國製品ニ置カザレバ世界ノ製造ハ悉ク英國ニ專有セラレ他國ニテハ只耕作ノ業アルノミニテ他ノ職業ハ地ヲ抔フニ至ル可シト此税ノ愚ナルコト一目ニシテ明ナリ何ナレバ假令英國ヲシテ製作ヲ專有セシムルトモ他國ニテ尚外ニ多クノ職業アレバナリ譬ヘバ農夫ノ外ニ大工・鍛冶屋・下駄屋等其他色々横々ノ職業ナキヲ得ザレバナリ又綿・鉄ノ製造ハ英二國ノ益トナル者ナレバ假令其國之二適スルヤ否ニ関ラズ是非トモ此等ノ製作ハ國ニ興サザル可ラズト想像スルハ大ナル損ナリ何ナレバ其実情ヲ探リ見ルニ素ヨリ英國ニテ綿・鉄製作ノ盛ナレバ該國ノ大

(第六卷第十五号、明治十四年四月十五日)

ナル便利ニハ相違ナケレドモ亦其ガ為ニ大ニ國害ヲ醸セシコトモアリ譬ハバ大ナル製造所ノ職工等ハ多クハ無學文盲ノモノニテ其中ニハ惡漢モ少カラザル故ニ目前一時ノ利ヲ謀リ色々ノ姦計ヲ企テ製造進歩ヲ妨ゲ其害遂ニ全國迄モ及シコトアレバナリ且又英國ハ製造ニヨリ富タレバ他國ニテモ是非製造ヲ興サザレバ富ムコト能ハズト想像スルハ大ナル誤ナリ蓋シ各國其長遠セル職業ヲ興シ其愈々盛隆ニシテ始メテ其國ハ繁榮ヲ來スベキモノナリ

(第二) 又曰各國其人民ノ需用品ハ悉ク自弁シ決シテ之ヲ他ニ仰ガザルコト尤モ肝要ナリ如斯シテ始メテ其國獨立ナリト然レドモ吾輩之ヲ思フ莫ノ獨立ハ決シテ何モカモ自國ニ產出シ他ニ仰ガザルヲ以テ言フニ非ズ假令種々ノ物品ヲ輸入スルトモ之ヲ購求スル丈ノ資ガ人民ニアル時ハ豈以テ真ノ獨立ト謂ハザル可ンヤ田舎ノ農夫ハ自己ノ餉ニヨリ米ヲ產出ス東京ノ商人ハ米ヲ農夫ニ仰グ故ニ農夫ハ商人ヨリモ獨立ナリト謂フベケン乎米國ニテ茶ヲ製スルコト能ハズシテ其需用ヲ支那日本ニ仰グナリ若シ獨立ナランガ為ニ自國ニテ一斤二兩程モナスベキ高価ノ茶ヲ製シ六七十錢ナル低価ノ日本支那ノ茶ヲ購フコトナクシテ自國製品ヲ購ヒ狼リニ大金ヲ放棄セバ誰カ其愚ヲ笑ハザルモノアラシヤ故ニ國ノ獨立ハ其ノ繁榮ニシテ自他ノ別ナク其需用品ヨリ自在ニ購求シ得ルニ有リ保護法ノ故ヲ以テ獨立ヲ増スニハ非ザルナリ

(第三) 又曰他國ノ物品ヲ輸入スル時ハ遠隔ノ海路ヲ運送

スルコトナレバ無用ノ勤勞ヲ費サザルヲ得ズ故ニ自國ニ製出スルコト利益ナリト然レドモ運送ニ費ヤス所ノ勤勞ハ無用ノモノニ非ズ自國人民ヨリシテ低価ニシテ需用物ヲ購求セシムル為大益ヲナスモノナリ故ニ若シ輸入品自國ノ品ヨリモ低価ナレバ之ヲ購フコト實ニ國益ナリ

(第四) 又曰保護法ハ國ノ製造ヲ隆盛ニナシ人民ニ勤勞(仕事)ヲ供スル故ニ日雇賃ヲ増スベシ是其益ナリト然レドモ此如キ議論ヲナス時ハ鐵道ノ製造器械ハ不利ナリト謂ハザルヲ得ズ蓋シ若シ鐵道ナカリセバ人民皆物ヲ其背ニ負ヒ運送セザルヲ得ズ勤勞ヲ増ス大ナル可シ又家屋ニハ窓扉アルヲ國ノ不利ト言ハザルヲ得ズ蓋シ若シ窓扉ナケレバ日中ト雖モ行燈燭台ヲ用フベク然ル時ハ其ガ為ニ多クノ蠟燭ト油トヲ費ヤスベク其製造ニ付テ多クノ人ニ勤勞ヲ与フベケレバナリ且假令國ニ保護法アルニヨリ給錢ハ騰貴スト雖モ保護ニヨリ物品ノ価モ亦騰貴スルナリ故ニ高キ賃ヲ以テ高キ品ヲ購フ互ニ平均シテ終ニ其益ナキ明ナリ米國ニテハ工者ノ少キニヨリ賃錢英國ヨリモ高シ然レドモ保護法アルガ為ニ物価モ亦英國ヨリ高キコトナリ

(第五) 又曰保護法ハ新國ニ行フベキ者ナリ永年之ヲ行フ可ラザレドモ暫時其國繁榮スル迄デハ之ヲ行フベシ譬ハバ日本ノ如キ奧西太利亞ノ如キ合衆國ノ如キハ新國ナリ而テ毛織ハ固ヨリ此者ノ國ニ適當ノ職業ナレバ初年少シク政府ヨリ保護シテ英國ヨリノ輸入品ヲ禦グ時ハ必ズ後年ニ至リ英國ヨリモ低価ニシテ是等ノ國ニ製造シ得ルニ至ルベシト吾輩之ニ答テ曰ハン

(甲) 既ニ百年間米國ニ於テ保護ヲ試シコトナレドモ色々ノ職業中未ダ一トシテ保護ナシニシテ繁昌スルコト能ハザルナリ甚シキハ今ニ至ル迄製造人ハ其製作昌栄ナラザレバ保護ノ尚且重カラシコトヲ政府ニ歎願スルヲ常トス米國ノ經驗ニヨレバ一度保護ヲ施シ始ムル時ハ之ヲ止ムルコト甚ダ難シ故ニ新國ト雖ドモ更ニ之ヲ始メサルヲ良策トス

(乙) 何ナル政府ト雖モ此職業ハ國ニ益アリ彼職業ハ國ニ利アラズト未ダ興ラザル前ニ判然之ヲ明知スルコト能ザルナリ譬ヘバ英國ニテハ以前毛織製造ハ該國ノ尤モ重立タル職業ナリシガ普テ低價ナル木綿織國ニ流行スルニ至リ之ヲ以テ英政府ハ以テ為ラク若シ米綿織國中ニ流行セバ毛織ノ製造ヲ減ジ國害少ナカラザル可シト因テ色々ノ法制ヲ以テ木綿織ノ流行ヲ禁セントセリ然レドモ今ニ至テ之ヲ蠲レバ木綿織ハ英國製品ノ重立タルモノトナリ國榮ノ一大元素トナリシ事ナリ故ニ自由貿易ヲ以テ成丈政府ノ干涉ヲ止メ人民ニ任セ置ク時ハ國ニ利アルモノハ之ヲ興シ利アラザル者ハ之ヲ他國ニ任セ置クベシ而テ國産ハ却テ之ヨリ興ラン

(丙) 保護法ヲ以テ國ノ職業ヲ盛ニセントスルハ良策ニアラザルナリ何ナレバ(一)保護ヲ以テ繁栄スル職ハ常ニ政府ニ依頼スルノ心強ク獨立自助シテ繁栄スルモノニ如カズ(二)若シ一ノ職業保護ヲ受ケナバ他ノ職業モ亦然セザルヲ得ズ終ニ何レモ格別ノ利益ヲ得ルコトナキナリ譬ヘバ米國ニテ始メ毛織職ヲ保護スルタメニ輸入ノ毛織ニ重税ヲ置ケリ然ル所羊毛ヲ産スル

農夫等モ亦保護ヲ歎願セリ因テ羊毛ノ價大ニ騰貴セリ又鉄ノ地金ヲ製スル者モ保護ヲ歎願シタレバ織物器械ノ價騰貴セリ又保護アルニ由リ物價一般ニ騰貴セシヲ以テ毛織場ノ織工モ賃ヲ増サザルヲ得ズ此等ノコトニヨリ終ニ保護ノ功能更ニナク保護ナキ方ガ却テ毛織モ繁栄スベシト人々ニ想像ヲ与フルニ至レリ蓋シ保護ナケレバ毛織ノ價低價ニシテ或ハ他國ハ輸出スルニ至ルモ計リ難ケレドモ當時ノ有様ニテハ其價高クシテ更ニ輸出之ナキナリ

既ニ此ノ如ク保護貿易ノ議論ヲ吟味スレバ其説ノ公平天理ナラザルヲ見ルヲ得ルナリ故ニ自由貿易コソ自然ノ法ニシテ國ニ大益アル通商法ト決スベキナリ然レドモ此章ヲ終ル前數ヶ条ヲ挙ゲテ自由貿易ノ利益ヲ論ズベシ (第六卷第十六号、明治十四年四月二十二日)

第十一章 自由貿易及び保護貿易ノ事

(其三)

第三項

(一) 保護貿易ハ曰ク世界ノ諸國ニ敵對シ他ノ害ヲナシテ始メテ己ノ利ヲナシ得ルナリト自由貿易ハ曰ク万国ハ情誼相繫キ相助ケテ始テ其繁昌ヲ増スナリト由テ自由貿易ハ万国互ニ職端ヲ開クヲ拒ミ平和親交ヲ助クルナリ

(二) 保護貿易ハ諸職業ヲシテ互ニ仇敵ヲラシム蓋シ各自己ノ保護ヲ受ルヲ好ムトモ他人ノ保護ヲ受ルヲ好マザレバナリ譬

へバ炭鋳家ハ外國輸入ノ石炭ニハ重税ヲ加ハラレンコトヲ望メ  
ドモ他ノ職業ニ保護アルヲ好マズ製鉄家ハ輸入ノ鉄地金ニハ重  
税アラシコトヲ好メドモ他ノ職ニハ保護ナキヲ欲シ鉄細工ハ鉄  
ノ地金ニ保護ナクシテ輸入ノ細工品ニノミ保護アラシコトヲ求  
ムルニ至ル又人民ハ政府力ニ三ノ職業ヲ保護スル為ニ一般ノ物  
価騰貴ヲ厭ヒ不平ヲ鳴シ政府ヲ怨ムナリ

(三) 保護税ハ数々輕重交換アリ故ニ国内ノ職業ヲシテ不慮  
ノ害ヲ蒙ラシムルコトアリ譬へバ保護税ノ重キ時ハ或ル製造人  
一時大利ヲ得ベシ之ヲ聞テ多クノ人ハ同職ヲ始ムルコトアレド  
モ供給ノ物品ノ多キコト需用ノ度ニ過ルニ至リ大損害ヲ受ルコ  
トアリ

(四) 保護貿易ハ税関ニ於テハ八幡<sup>カクシツ</sup>詐偽ヲ促ス者也何ナレバ  
税重ケレバ自然ニ八幡スルノ念生ジ且保護税法ハ元來一二職業  
ノ為ノミニ設ケラレタル者ナレバ其法制人民ノ尊敬ヲ失スベケ  
レバナリ

自由貿易ノ顯明ナル例ハ合衆國各州間ニ行ハルル通商ナリ該  
大國ノ中通商ハ自由ナリ一州ハ製造ニ達シ一州ハ農業ニ適ス各  
州間自由通商シテ今日ノ繁昌アルハ決シテ之ヲ疑フ人ナカルベ  
シ吾輩故ニ曰ク合衆國ノ如キ己ニ保護法ヲ始メタル國ハ成ルベ  
ク速ニ之ヲ廢シテ自由貿易ヲ施スベシ蓋シ米國人民過半己ニ自  
由貿易ノ大利アルヲ悟リシモノノ如シ又日本ノ如キ未ダ保護税  
ヲ實施セザル國ハ勉メテ之ヲ行ハザル様ニ注意シ若シ歳入ヲ増  
サンガ為ニ輸入ノ物品ニ税ヲ置カバ至極ノ輕税ヲ用ヒテ通商ノ

## 第十二章 信用ノ事

甲乙ノ兩人アリ甲ハ乙ノ物品ヲ借用シ或ハ購得スル時ニ後日  
ニ於テ必ズ其物品ヲ返却シ或ハ其代価ヲ支弁センコトヲ約ス乙  
者其約ヲ信ジテ其請ヲ諾ス之ヲ信用ト謂フナリ開明國ノ通商ニ  
於テハ信用ヲ以テ事務ヲ扱フコト甚ダ多ク實ニ商売繁榮ノ緊要  
ノ一元素ナリ今吾輩ハ此章ニ於テ先ツ信用ノ種類ヲ論ジ次ニ其  
利用ヲ論ジ其次ニ其弊害ヲ論ズベシ

### 第一項 信用ノ種類ヲ論ズ

(一) 懸ケ買ハ則信用ノ第一種類ナリ店ニ行ツテ物ヲ購フ毎  
ニ代価ヲ払ハズシテ月末・節旬・益・歳末等ニ之ヲ払フコトア  
リ平素斯ノ如キ取引ヲナス時ニ必ズ後日ニ其価ヲ仕払フベシト  
ノ証文ヲ書スコトナク又毎度口上ニテ之ヲ約スルコトナカルベ  
ケレドモ双方ノ間ニ於テ必ズ後ニ払フ後ニ受取ルベシトノ約束  
ハ書サズ言ハズシテ承知セルコトナリ又人ヲ雇フテ其勤勞ノ価  
(給料)ハ毎日ニ之レヲ払ハズシテ半月ニ或ハ月末ニ之ヲ払フ  
コトアリ之又此類ニ属スルモノナリ

此類ノ信用ノ利用ハ別ノコトニアラズ則毎日毎度少シツツ之  
ヲ支弁スルコトヨリハ寧ろ毎月或ハ毎歳ニ一度ニ之ヲ支弁スル  
コトヲ人々ガ便利ト思フコトニアリ其弊害ハ人々ガ少々ノ金ヲ  
久シク集メ置カバ必ズ大金トナルコトヲ忘レ金力不相応ニ物品

ヲ買ヒ懸ケ買ヲ払フノ口ニ於テ大ニ困窮ニ陥ルコトニアリ

(二) 借金ノ証文ヲ第二ノ種類トス之ハ人ヨリ借金シテ必ズ後日ニ若干ノ利潤ヲ加ヘテ之ヲ返却スベシトノ約定書ナリ此ノ如ク証書ハ政府或ハ商社ヨリ振り出スコトアリ之ヲ公債証書ト云フナリ或政府ノ公債証書ニハ其元金ヲ返却スルノ時日ヲ定メザルモノアリ即チ英國政府ノ公債証書ノ如キハ利潤ハ必ズ時期ニ至テ支弁スルコトナレドモ其元金ヲ返済スルコトハ全ク政府ノ勝手ニ任セタルモノナリ

(三) 銀行ノ預金ヲ信用ノ第三ノ種類トス金主ハ其金ノ幾分ヲ銀行ニ預ケ置キ其勝手ノ時ニ之ヲ受ケ取ルコトヲ得ルナリト銀行ヲ信用スルコトナリ貧困ノ人ハ少々ヅツノ金ヲ毎度ニ貯蓄銀行ニ預クルコトアリ然ルトキハ数年ノ後ニ於テハ是等ノ金積集シテ大金トナリ且其ニ利潤モ付ク事ナレバ大ニ便利ヲ得ルナリ又何故ニ金主ハ其金ヲ銀行ニ預ケ置クカト云フニ如此スル時ハ第一ニ盜難焼滅等ノ恐ヲ免ガレ第二ニハ人ニ金ヲ渡ス時ニ便利ヲ得レバナリ蓋シ商人ガ他ヘ金ヲ振出ス時ニハ何千何万ノ大金ヲ一々ニ算フルコト甚ダ繁雜ナレドモ若シ金ヲ予メ銀行ニ預ケ置ク時ハ其時ニ至リ只一片ノ書付ヲ銀行ニ送リテ其支払ヲ依

托セバ右ノ繁雜ヲ免ル、コトヲ得ルナリ如此シテ預リタル金ハ何時ニテモ預ケ主ノ便利ニ從ヒ返却セザルヲ得サレバ銀行ハ之ニ附スルニ至極ノ輕利ヲ以テスルカ或ハ更ニ利子ヲ附セザルコトアリ然レドモ銀行ハ如此シテ預リタル金ヲ悉皆手元ニ備ヘ置カズトモ預主ノ便利ニ応ジ何時ニテモ金ヲ振り出スニ差支ヘナ

キトキ丈ケノ用意金ヲサヘ手元ニ備ヘ置ク時ハ他ノ幾分ハ之ヲ人ニ貸シ付テ利子ヲ取ルコトヲ得ルナリ是蓋シ銀行ガ人ノ金ヲ預リ其便利ヲ謀ルコトノ手数料ト謂フベキモノニシテ銀行ノ利益ヲ得立行ヲ為シ得ル所以ナリ

今一例ヲ挙テ銀行ガ他ニ其金ヲ貸付スルノ法ヲ示サン假令ハ製造者或ハ卸売商ハ小売商ニ品物ヲ売り渡スナリ小売商ハ二ヶ月或ハ三ヶ月或ハ六ヶ月ノ末ニ於テ其代価ヲ納ムベシトノ約束証書ヲ納ムルベシ然ルニ製造者或ハ卸売商ハ其時直ニ代価ヲ受取ルコトヲ要セバ右ノ約束事ヲ持テ銀行ニ至リ其始末ヲ明ニ陳ヘテ之ヲ売ランコトヲ請フ若シ銀行ハ之ヲ以テ堅固ニシテ必ズ其約定通りニ入金スルモノト認ムル時ハ其日ヨリ定日迄ノ日數ヲ見積リ其金高ニ日割ノ利息ヲ附シ之ヲ金高ヨリ引去リタル殘リノ金儲ニテ之ヲ買フナリ之実ハ銀行ガ其金ヲ商人ニ借スモノナリ而テ其利子ハ製造人或ハ卸売商ヨリ納レ元金ハ小売商ヨリ入レシムルナリ

(四) 紙幣ハ信用ノ第四ノ種類ナレドモ別章ヲ設ケテ之ヲ論ズベケレバ茲ニ略ス(第六卷第二十五号、明治十四年六月二十四日)

第十二章 信用ノ事(其二)

第二項 信用ノ利用ヲ論ズ

(一) 信用ハ世ノ中ニアル富ヲ動かシテ資本タラシム世間ニハ随分富多シト雖モ之ヲ有スル人ノヲ用フルノ道ヲ知ラズ或ハ

少シヅツ数人ノ手ニアレバ孤立ニシテ事業ヲ始ムルコト能ハズ然レドモ信用アルガ故ニ此富ヲ他人ニ貸附シ或ハ之ヲ一ニ集メ他人ノ手ニ於テ資本トナラシムルコトヲ得ルナリ之レ信用ノ利益ノ第一ナリ

(二) 信用ハ人ノ力量巧術ヲ働カシメテ世ノ中ノ富ヲ増サシム蓋シ世ノ中ニハ自ラハ少シモ富ヲ有セズト雖モ物ヲ生シ物ヲ製シ又事業ヲ起スノ才量ニ長シタル人アリ是等ノ人ハ信用ニヨリ他人ヨリ資本ヲ借用シテ其力量巧術ヲ働カシムルコトヲ得ルナリ

(三) 信用ハ貿易ノ媒ナリ故ニ僅カノ貨幣ヲ以テ巨大ノ貿易ヲナスコトヲ得ルナリ倫敦或ハ新約克ノ如キ大都会ニテハ毎日売買ノ金高実ニ鴻大ノモノナリ故ニ若シ一々ニ貨幣ヲ以テ取引ヲナス時ハ大ニ不便ノ法行ハル、ナリ商人等ハ品物ヲ他ノ商人ヘ売ル時ハ之ニ払フニ現金ヲ以テセズ其代リニ銀行ニ向テノ命狀ヲ以テス(此命狀ハ平素已レガ金ノ預ケアル銀行ニ向テ幾何ノ金ヲ仕払フベシトノ命狀ナリ)之ヲ受取タル商人等ハ直ニ己ガ得意ノ銀行ニ其受取タル命狀ヲ預ルナリ(銀行ハ此命狀ヲ金子同様ニ見做シテ受取ルナリ而シテ毎朝各銀行ニ於テハ前日ニ受取リタル命狀ヲ吟味シ銀行相互ニ払フベキ金高ト受取ルベキ金高ヲ此(其差引)ノミ現金ニテ仕払フコト也)如此シテ洪大ナル売買ハ至極僅少ノ貨幣ヲ用ヒテ取引ヲ済マスコトナリ是ニ類似シタル仕方ニ於テ世界中諸ノ重立タル市街ノ間ニ只僅少ノ

貨幣ヲ運送シテ巨大ノ取引ヲナスコトヲ得ルナリ假令バ日本ヨリ金ヲ英國ロンドンシ府ニ送ランニハ若シ銀貨ヲ船ニテ運送スル時ハ莫大ノ不便ヲ醸スベシ然レドモ若シ神戸ニアル銀行ニ行キ貨幣ヲ納レ代リニ其銀行ヨリノ為替手形ヲ受取り之ヲ郵便ニテ倫敦府ヘ送ラバ右ノ不便ナクシテ事ヲ済スコトヲ得ルナリ(此

為替手形ナル者ハ金ヲ払フベシトノ某銀行ヘ向テノ命狀也)斯ノ如クシテ若シ倫敦ヨリ神戸ヘ送金ヲナサント欲スル時ハ同シ為替手形ニテ事ヲ済シ得ルナリ若シ神戸ヨリ倫敦ヘ送リシ所ノ手形ノ一年間ノ惣計ハ倫敦ヨリ神戸ヘ送リシ所ノ惣計ト同様ナル時ハ兩國ノ銀行間ニ別ニ現金ヲ送ルコトヲ要セザルナリ然レドモ若シ惣計ノ金高ニ相違スルコトアラバ差引ヲナシテ不足分丈ノミヲ一方ヨリ現金ニテ送ルコトヲ要スルナリ

是ノ故ニ信用ノ力ヲ藉リ商売世界ニ於テハ大ニ費ヲ省キ且速ニ事務ヲ弁スルヲ得ルコトナリ信用ノ利益亦大ナリト謂フベシ  
第三項 信用ノ弊害ヲ論ズ

(一) 世間ニ借財ヲ為テ之ヲ返弁セズ又ハ品物ヲ懸買シテ其代価ヲ払フコトヲナサザルモノアリ之ガ為ニ金主及ビ売主ハ屢々損失ヲ來スコトアリ故ニ此ノ損失ヲ償ハンカ為メニ彼等ハ平素無低当ノ借金利子ヲ高クシテ懸売ノ物価ヲ高クスルナリ然レドモ之ガ為ニ約束ニ反カザル正直ナル人民ヲシテ高利ノ金ヲ借り高価ノ品ヲ購ハシムルニ至ル之信用ノ一ノ弊害ト謂フベシ  
(二) 凡ソ世間ニ物価漸々ト騰貴スル時又ハ騰貴スベシトノ評判アル時ハ多クノ人ハ急キテ其品物ヲ買ヒ置キ其十分騰貴セ

シ後ニテ之ヲ売払ヒ大利ヲ得ンコトヲ謀ルナリ此時若シ信用ナクンバ商人ハ其資金ノ実力丈ケノ外ハ品物ヲ購フコトヲ得ザルベケレドモ信用アル故ニ金力不相応ニ品物ヲ買フコトヲ得ルナリ仮令ハ米國ニテ曾テ茶ノ価大ニ騰貴スベシトノ風評アリシ時或茶商ハ其資本ハ僅ニ六千弗ナリシカドモ他ヨリ借財シテ六十万弗ダケノ茶ヲ買入レシコトアリ斯クノ如キ場合ニ於テハ品物ノ景氣ハ益々好ク万人皆其品物ヲ買フテ一ト設ヲ試ント謀リ製造人モ一層高ヲ増シテ製シ一時ハ此好景氣取リ続キ忽チニ巨大ノ利ヲ得タルカ如ク思ハレ衆人之ニ心酔スルナリ多クノ製造場・鐵道・商船ヲ新築シ資金アル人ハ容易ニ之ヲ他ニ貸付シ無キ人モ容易ニ大金ヲ借ルコトヲ得ルナリ然レドモ一兩年ノ後ニハ衆人目ヲ覺シ當時ノ入用不相応ニ製造場鐵道又ハ物品ノ高ノ多キヲ知り物価下落セザル前ニト周章之等ヲ売払フコトヲ始ムレドモ之ヲ買フ者無ク金主ハ催促スレドモ借財ヲ返スモノナシ此時凡テノ信用ハ地ニ落ち金力アル人ハ之ヲ貸スコトナク昨日マデ富人ト誇リシ人モ今日ハ貧人タルヲ覺ヘ又ハ多クノ物品ヲ貯フル人モ一時ニ借財ヲ返スガ為ニ低価ヲ以テ之ヲ売り払ハサルヲ得ザルニ至ルベシ

此ノ如キ不景氣アリテ後暫時ハ商売ハ殆ンド廢絶ノ有様トナリ商家ノ困窮一方ナラズ為ニ仕事ヲ失スルノ職工モ甚ダ多カルベシ然レドモ又漸々ト景氣ヲ引直シ信用再ヒ勢ヲ得万事都合良ク進ムニ至ル而數年ヲ出ズシテ又右同様ノ弊害ヲ生シ來ル事屢々ナリ

之ニ由テ之ヲ觀レバ方今ノ貿易ハ大ニ信用ノ力ニヨリ繁昌スルコトナレドモ若シ信用ヲ濫用スレバ大ナル弊害ヲ生ジ來ルコトヲ得ルナリ (第六卷第二十六号、明治十四年七月一日)

第十三章 紙幣ノ事

紙幣ハ信用ノ一種類ニシテ其実ハ貨幣ニアラズ只貨幣ヲ仕込フベシトノ約定書タルニ過ギザルノミ誰ニテモ紙幣一円札ヲ手ニ取り見バ其性質ハ貨幣ニアラズシテ政府或ハ銀行ノ約定書タルヲ知ルベシ然レドモ紙幣ノ他ノ約定証書ト異ナル所以ノモノハ其一般ニ通用スルノ力アルコトナリ必竟余輩ハ之ヲ紙幣ト呼ビ幣(錢)ノ字ヲ付スル所以ニシテ真貨幣同様ノ力アルノ証ナリ然ラバ政府或ハ銀行ヨリ發行セル約定証書(紙幣ヲ云)ハ何故ニ如斯ク一般ニ通用シ他ノ約定証書ト異ナル所アルヤト云フニ是レ人民ガ一般ニ政府或ハ銀行ガ必ラズ其約定ヲ踏ミ貨幣ヲ以テ引キ換フル力アルコトヲ信スルガ故ナリ其故ニ若シ人民ハ政府或ハ銀行ニ信ヲ失フコトアラバ其發行セル紙幣ハ忽チ価値ヲ失シ反古同様ニ不用ノモノトナルベシ此事數々諸國ニ行ハレルコトニテ其例少カラサルナリ米國獨立戰爭ノ際ニ於テ米國政府ハ戰時ノ費用ヲ償ハンガ為ニ人民ニ稅ヲ課スルコトヲナサズ却テ式億円ノ紙幣ヲ發行セリ初メノ程ハ壹円札ハ壹円ニ通用シ頗ル都合好カリシガ段々ト下落シ終ニ二百円ノ紙幣ハ僅カニ壹円ノ価ヲ有ツ程ニ下落セリ政府ニテモ之ヲ破壞スルノ外手段ナカリキ之ニ由テ之ヲ觀レバ紙幣ノ価ハ人民ガ政府或ハ銀行ヲ信ズル

ニ因リテ生ズルモノタルコト明ナリ右ノ理合ヲ悟ラズ紙幣ヲ貨幣同様に見做スノ誤見ヲ懷ケル人アリ思ヘラク若シ國疲弊スルコトアラバ政府ニ於テ紙幣ヲサヘ發行スレハ忽チ其繁昌ハ回復シ得ラルベシト甚シキニ至リテハ或人ハ公然ト唱ヘテ政府ハ大ニ紙幣ヲ發行シ人民ヲシテ悉ク富有タラシメ以テ貧困ノ苦痛ヲ取り除クベシ杯ト曰ヘルモノアリ然レドモ誤見之ヨリ大ナルハ

ナシ抑モ紙幣ナルハ取モ直サズ其ヲ持參セル人ニハ必ズ其文面通りノ貨幣ヲ以テ引換フベシトノ政府或ハ銀行ノ約定証書ナレバ若シ紙幣ノ高當時入用ノ度ニ過グルコトアレハ人民ハ政府ガ其約束通りニ壹円札ハ壹円ノ金銀貨幣ヲ以テ引換フルノ力アルヤ否ヲ疑フニ至リ紙幣ハ段々ト其価ヲ失シ終ニ壹文ノ価ナキニ至ルベシ素ヨリ政府ニテハ法律ヲ以テ紙幣ヲ金銀同様ニ通用ナスベシト人民ニ命ズルヲ得ルト雖ドモ是レ只借金家ヲシテ金主ニ払フニ価ナキノ紙幣ヲ以テセシメ以テ金主ノ迷惑ヲ醸スノミニシテ更ニ紙幣ノ価値ヲ挽回スルノ效ナキナリ私國革命ノトキニ私國政府ハ莫大ノ紙幣ヲ發行シ並ニ嚴重ナル法律ヲ以テ其価ヲ維持セント欲セシカドモ紙幣ハ段々ト其價ヲ失シ終ニ壹文ノ価ナキニ至リキ

ル銀行ヲシテ之ヲ發行セシムルコト却テ害少ナカルベシト思フ人アリ

紙幣ニ二種アリ可換紙幣・不可換紙幣是ナリ可換紙幣ハ何時ニテモ之ヲ發行セル政府或ハ銀行ヘ之ヲ持參セシ人ニ文面通りノ金銀貨ヲ引キ換ヘ与フルノ定アルモノヲ言フナリ不可換紙幣ハ後年何時カ必ズ政府或ハ銀行ニ於テハ金銀貨ヲ以テ之ニ引キ換ヘルニ相違ナシト信用セラレルナレドモ當時ハ引キ換ノ出来ザルモノヲ言フナリ英國ノ紙幣並ニ米國政府ノ紙幣ノ如キハ可換紙幣ナリ如此キ紙幣ハ之ヲ適度ニ發行スレバ金銀貨ト其ニ通用シ一ハ其持チ運ビノ便利ナルニヨリ一ハ其ガ為メニ金銀通用ノ高ヲ減スルニヨリ大ニ民生ニ利益ヲ与フルモノナリ然レドモ若シ過度ニ之ヲ發行スレバ外國ヨリ輸入ノ物品ヲ買フガ為ニ正金銀ヲ以テ仕払ヒ金銀貨ハ段々ト外國ニ輸出セラレ内國通用ハ多クハ紙幣トナルベシ其ガ為メニ是迄可換タリシ紙幣モ不可換ト性質ヲ變セザルヲ得ザルニ立チ至ルベシ其故ニ可換紙幣ヲ發行スルトキハ政府ハ常ニ引換ニ入用丈ノ常備金ヲ貯ヘ置クコトト能ク當時ノ適度ヲ考ヘテ發行紙幣ノ高ヲ度ニ過サマル様ニ注意スルコト尤モ緊要ナリ

紙幣ハ政府・國立銀行・私立銀行ニテ發行スルヲ得ルナリ私立銀行ヨリ紙幣ヲ發行スル事ハ頗ル弊害多シ何ナレバ私立銀行ハ屢々金銀貨ヲ以テ紙幣ヲ交換スルノ力ヲ失シ其紙幣下落シ多クノ人ニ損害ヲ与フル事アレバナリ經濟學者ノ中多クハ政府ヨリ直接ニ紙幣ヲ發行スルヨリ國立銀行ノ如キ政府ノ保護ヲ受ケ

然レドモ當時諸國ニテ發行セル紙幣ハ多クハ不可換紙幣ナリ人民ハ何時ニ必ズ政府ハ其正金銀ニ引換フベシト信ズレドモ當今ハ引キ換ヘノ出来ザルモノナリ如此紙幣ハ終ニ其価ヲ下落スルヲ以テ一般ノ常例トス然ルトキハ金銀ハ漸々ト外國ニ輸出シ内國通用ハ多ク紙幣トナルベシ且此紙幣ハ常ニ其価ヲ變ジ或ハ

金銀貨ヨリ高価トナリ或時ハ又遙カニ下ニ落ルコトアリテ国内ノ物価ハ定度ヲ失シ百般ノ商売職業ハ大ナル窮迫混雜ヲ覚フルナリ而シテ通用貨(紙幣)ノ価下落スルニ從ヒ諸物品ノ価ハ上騰スベシ日雇夫ノ如キハ其賃錢ハ素ヨリ幾分上ルコトナレドモ物価ノ上ルガ如ク速ナラズ故ニ彼等ノ亦困難大ナリ是レ蓋シ米國ニテ獨立戰爭ノトキノ有様ニシテ又當時我日本ノ有様ナリ如此キ紙幣ヲ通用セル國ハナルベク速ニ其弊害ヲ矯正センコトヲ謀ルベシ而シテ其法タルヤ段々ト通用紙幣ノ高ヲ減スルニ如ハナシ蓋シ其高減少スルニ從ヒ其価ハ金銀ト同位ニ復スベシ是レ大ニ國益トナルコトナレドモ病人ノ藥ヲ用フルガ如キモノニテ其事ノ成リ立ハ頗ル困難ナリ此故ニ戰爭或ハ他ノ急迫ノトキニハ國債ヲ起スカ重税ヲ課スルヨリハ紙幣ヲ發行コト尤モ容易ニシテ快キ仕方ナレドモ實ハ是レ後來ノ大困難ノ原ヲ開クコトナレバ政府ハ能ク謹ンデ不可換紙幣ヲ發行セザルコトコソ全國上ノ利益ナリ(畢)(第六卷第三十一号、明治十四年八月五日)